

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課(室)

目次

担当課(室)

【条 例】

○ 岡山県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

○ 岡山県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

○ 知事等の給与の特例に関する条例

○ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

○ 岡山県再生可能エネルギー等推進基金条例

○ 低開発地域工業開発地区における県税の特例に関する条例を廃止する条例

○ 岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例

消防保安課

財産活用課

税務課

総務学事課

健康推進課

人事課

行政改革推進室

財政課

税務課

県民生活交通課

中山間・地域振興課

航空企画推進課

国際課

男女共同参画青少年課

○ 岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

○ 岡山県新しい公共支援事業基金条例を廃止する条例

○ 岡山県振り込め詐欺被害防止条例の一部を改正する条例

○ 岡山県男女共同参画の促進に関する条例の一部を改正する条例

○ 岡山県いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例

○ 岡山県環境保健センター条例等の一部を改正する条例

○ 岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例

○ 岡山県保健所条例等の一部を改正する条例

○ 岡山県民生委員の定数に関する条例

県民生活交通課

国際課

県民生活交通課

くらし安全安心課

男女共同参画青少年課

々

教育委員会

環境企画課

環境管理課

循環型社会推進課

自然環境課

文化振興課

スポーツ振興課

文化振興課

保健福祉課

医療推進課

健康推進課

生活衛生課

医薬安全課

長寿社会課

保健福祉課

目次	担当課(室)	目次	担当課(室)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例 ○ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 ○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例 ○ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 ○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 ○ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例 ○ 岡山県計量法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 医療推進課 生活衛生課 医薬安全課 畜産課 子ども未来課 障害福祉課 〃 〃 長寿社会課 〃 産業企画課 産業振興課 観光課 労働雇用政策課 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例等の一部を改正する条例 ○ 岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県普通海域管理条例等の一部を改正する条例 ○ 岡山県海岸占用料等徴収条例及び岡山県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地推進課 産業振興課 〃 〃 農政企画課 〃 林政課 水産課 監理課 道路整備課 河川課 港湾課 建築指導課 住宅課 河川課 港湾課

<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例 ○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県工業用水道料金等徴収条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県立学校授業料徴収条例及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県立学校施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例 ○ 岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県公共施設長寿命化等推進基金条例 ○ 公布した条例の解説 	目次
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画課 建築指導課 住宅課 企業局 教育委員会 〃 〃 〃 警察本部 〃 財政課 総務学事課 	担当課(室)
	目次
	担当課(室)

岡山県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三号

岡山県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(岡山県総務関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岡山県総務関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四十四号中「八万六千円」を「八万六千二百四十円」に改め、同条第四十五号中「七万四千円」を「七万四千二百三十円」に改め、同条第四十六号イ中「三万六千円」を「三万六千九百円」に改め、同号ロ中「二万五千円」を「二万五千八十円」に改め、同条第四十七号イ中「七万九千円」を「七万九千二百四十円」に改め、同号ロ中「六万二千円」を「六万二千七百七十円」に改める。

(岡山県行政財産使用料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県行政財産使用料徴収条例(昭和三十九年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号、第三条第一号並びに第四条第四項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例の一部改正)

第三条 証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の一・〇五」を「百分の一・〇八」に、「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(岡山県行政財産使用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四号

岡山県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例
岡山県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例(平成十九年岡山県条例第二号)
の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十四条第一項」を「第六条第四項及び第四十四条第一項」に改める。

第二条の見出しを削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の見出し及び一条を加える。

(重要な財産)

第二条 地方独立行政法人法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産は、同法第四十二条の

二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金又は預金にあっては、当該申請
の日におけるその額)が五十万円以上の財産とする。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五号

知事等の給与の特例に関する条例

知事、副知事、公営企業管理者、人事委員会の常勤の委員、常勤の監査委員及び教育長の給料の月
額は、手当の額の算出の基礎となる場合を除き、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一
日までの間において、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第五号)第二条
第一項及び岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年岡山県条例第六号)第三条
第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に
応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

一 知事 百分の二十

二 副知事 百分の十

三 公営企業管理者、人事委員会の常勤の委員、常勤の監査委員及び教育長 百分の五

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(知事等の給与の特例に関する条例の廃止)

2 知事等の給与の特例に関する条例(平成二十五年岡山県条例第七号)は、廃止する。

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六号

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三、六〇〇人」を「三、五五四人」に改め、同条第三号中「七人」を「六人」に改め、同条第五号中「三一五人」を「三二七人」に改め、同条第十号中「七、三八八人」を「七、三七二人」に、「四、〇六二人」を「四、〇八五人」に、「三、五〇〇人」を「三、五三七人」に、「一、三九三人」を「一、四七二人」に改める。

第四条第十三号中「県立特別支援学校」を「県立中学校」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日において、現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、平成二十七年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができる。

岡山県再生可能エネルギー等推進基金条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七号

岡山県再生可能エネルギー等推進基金条例

（設置及び目的）

第一条 太陽光、水力等の再生可能エネルギーの利用に関する研究開発の推進、環境教育の充実、エネルギー関連分野における産業の振興等に関する施策を推進し、もってより良い環境に恵まれた持続的に発展することができる社会の実現を図るため、岡山県再生可能エネルギー等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

低開発地域工業開発地区における県税の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八号

低開発地域工業開発地区における県税の特例に関する条例を廃止する条例

低開発地域工業開発地区における県税の特例に関する条例(昭和三十八年岡山県条例第二十八号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第九号

岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例

(岡山県県土保全条例の一部改正)

第一条 岡山県県土保全条例(昭和四十八年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「四十万円」を「四十万四百三十円」に、「五十二万円」を「五十二万五百六十円」に、「六十七万円」を「六十七万七百二十円」に、「八十九万円」を「八十九万九百六十円」に改める。

(岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部改正)

第二条 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例(平成十七年岡山県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、

〇五〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七七〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に改め、別表の二の表中「一五、六〇〇円」を「一六、〇四〇円」に改め、別表の三の表中「九〇〇円」を「九二〇円」に改める。

(岡山県吉備高原都市センター区広場条例の一部改正)

第三条 岡山県吉備高原都市センター区広場条例(平成四年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「三二、〇〇〇円」を「三二、九一〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一六、四五〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六五〇円」に改め、別表の二の表中「四三〇円」を「四四〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、六五〇円」に改める。

(岡山県岡南飛行場条例の一部改正)

第四条 岡山県岡南飛行場条例(昭和三十七年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(岡山県岡山空港条例の一部改正)

第五条 岡山県岡山空港条例(昭和六十二年岡山県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「を装備する」を「又はターボファン発動機を装備する」に、「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(岡山県岡山国際交流センター条例の一部改正)

第六条 岡山県岡山国際交流センター条例(平成七年岡山県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「三、三〇〇円」を「三、三九〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七八〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八三〇円」に、「二四四、〇〇〇円」を「二五〇、九七〇円」に改め、別表の二の表中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五一〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「三一、一〇〇円」を「三一、九八〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に改める。

(岡山県男女共同参画推進センター条例の一部改正)

第七条 岡山県男女共同参画推進センター条例(平成十一年岡山県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二一〇円」に改め、同表の備考中「六百元」を「六百十円」に改め、別表の二の表中「九〇〇円」を「九二〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(岡山県岡南飛行場条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に岡南飛行場に停留している航空機の当該停留に係る停留料(停留時間が二十四時間を超える場合にあつては、当該停留を開始して最初の二十四時間に係るものに限る。)の徴収については、なお従前の例による。
(岡山県岡山空港条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に岡山空港に停留している国内航空に従事する航空機の当該停留に係る停留料(停留時間が二十四時間を超える場合にあつては、当該停留を開始して最初の二十四時間に係るものに限る。)の徴収については、なお従前の例による。

岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十号

岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県県民生活関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「二千元」の下に「(早期に一般旅券の発給を受ける必要がある者(人道上の配慮を必要とする場合として知事が定めて告示する場合に該当し、かつ、緊急に一般旅券の発給を受ける必要がある者を除く。)にあつては、八千円)」を加え、同条第六号中「四万七千円」を「四万七千八十円」に改め、同条第七号中「四万三千円」を「四万三千九十円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第三号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

岡山県新しい公共支援事業基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十一号

岡山県新しい公共支援事業基金条例を廃止する条例

岡山県新しい公共支援事業基金条例(平成二十三年岡山県条例第二十号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県振り込め詐欺被害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十二号

岡山県振り込め詐欺被害防止条例の一部を改正する条例

岡山県振り込め詐欺被害防止条例（平成二十二年岡山県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山県特殊詐欺被害防止条例

第一条中「の被害が」を「をはじめとする特殊詐欺の被害が」に、「かんがみ、振り込め詐欺」を「鑑み、特殊詐欺」に改める。

第二条第一号中「において」を「及び次号において」に改め、同条第二号ホ中「振り込め詐欺」を「特殊詐欺」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 特殊詐欺 振り込め詐欺その他の対面することなく不特定多数の者を欺き、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の態様の詐欺又は電子計算機使用詐欺をいう。

第四条第一項、第五条第二項及び第九条中「振り込め詐欺」を「特殊詐欺」に改める。

第十条中「振り込め詐欺」を「特殊詐欺」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二号中「第二条第二号ハ」を「第二条第三号ハ」に、「引受」を「引受け」に改める。

第十一条中「振り込め詐欺」を「特殊詐欺」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県男女共同参画の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十三号

岡山県男女共同参画の促進に関する条例の一部を改正する条例

岡山県男女共同参画の促進に関する条例（平成十三年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第二号中「及び内縁関係」を「、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十四号

岡山県いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例

目次

第一章 岡山県いじめ問題対策連絡協議会（第一条―第七条）

第二章 岡山県いじめ問題対策専門委員会（第八条―第十六条）

第三章 岡山県いじめの重大事態に係る再調査委員会（第十七条―第二十三条）

附則

第一章 岡山県いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、岡山県いじめ問題対策連絡協議会（以下この章において「協議会」という。）を置く。

（組織）

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

（委員）

第三条 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他適当と認められる者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第六条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

第七条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第二章 岡山県いじめ問題対策専門委員会

(設置)

第八条 法第十四条第三項に規定する教育委員会の附属機関として、岡山県いじめ問題対策専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第九条 専門委員会は、法第一条のいじめの防止等に関する重要事項について調査審議するとともに、法第二十八条第一項の重大事態が発生した場合において、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(組織)

第十条 専門委員会は、委員五人以内で組織する。

(委員)

- 第十一条 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから教育委員会が任命する。
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第十二条 専門委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから教育委員会が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第十三条 第四条の規定は、専門委員会の会長について準用する。

(会議)

第十四条 専門委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び議事に関する関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員及び議事に関する関係のある臨時委員の総数の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第十五条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(その他)

第十六条 この章に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第三章 岡山県いじめの重大事態に係る再調査委員会

(設置)

第十七条 法第三十条第二項及び第三十一条第二項に規定する知事の附属機関として、岡山県いじめの重大事態に係る再調査委員会（以下この章において「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第十八条 再調査委員会は、法第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による報告があった場合において必要と認められるときは、法第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行う。

(組織)

第十九条 再調査委員会は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が必要の都度任命する委員で組織する。

2 委員は、前条の規定による調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び会議)

第二十条 第四条の規定は再調査委員会の会長について、第五条の規定は再調査委員会の会議について、それぞれ準用する。

(部会)

第二十一条 再調査委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 再調査委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって再調査委員会の決議とすることができる。

7 第五条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第二十二条 再調査委員会の庶務は、県民生活部において行う。

(その他)

第二十三条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県環境保健センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第十五号

岡山県環境保健センター条例等の一部を改正する条例

(岡山県環境保健センター条例の一部改正)

第一条 岡山県環境保健センター条例(昭和五十一年岡山県条例第二十五号)の一部を次のように改

正する。

別表第一号中「一、八八〇円」を「一、九三〇円」に、「九、二五〇円」を「九、五一〇円」に、「二、九一〇円」を「二、九九〇円」に、「三八、三二〇円」を「三九、四一〇円」に改め、同表第二号中「二一五、五九〇円」を「二二一、七四〇円」に、「三、七一〇円」を「三、八一〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「三一、一五〇円」を「三一、七八〇円」に、「三〇、五四〇円」を「三一、四一〇円」に改め、同表第三号中「三、九五〇円」を「四、〇六〇円」に改め、同表第四号中「二、六九〇円」を「二、七六〇円」に改め、同表第五号中「五、〇四〇円」を「五、一八〇円」に、「七、五二〇円」を「七、七三〇円」に改め、同表第七号中「四、六〇〇円」を「四、七三〇円」に、「八、〇八〇円」を「八、三一〇円」に、「四、九六〇円」を「五、一〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、九一〇円」に、「二四、一九〇円」を「二四、八八〇円」に、「七九〇円」を「八一〇円」に改め、同表第八号中「九、九七〇円」を「一〇、二五〇円」に改め、同表第九号中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、「の範囲内で知事が別に定める額」を削り、同表第十号中「四一、六四〇円」を「四二、八二〇円」に改め、同表第十一号中「三七、七八〇円」を「三八、八五〇円」に改め、同表第十二号中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、「の範囲内で知事が別に定める額」を削る。

(岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県環境文化関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十二万円」を「十二万千円」に改め、同条第三号中「二万二千円」を「二万二千三十円」に改め、同条第四号中「十一万円」を「十一万九百七十円」に改め、同条第六号中「二万二千円」を「二万二千三十円」に改め、同条第七号中「三万五千円」を「三万五千三十円」に改め、同条第十号中「二万二千円」を「二万二千三十円」に改め、同条第十一号中「三万五千円」を「三万五千三十円」に改め、同条第十三号中「五万円」を「五万三十円」に改め、同条第十四号イ中「十三万円」を「十三万四千円」に改め、同号ロ中「十一万円」を「十一万四千円」に改め、同条第十五号イ中「十二万円」を「十二万四千円」に改め、同号ロ中「十万円」を「十万四千円」に改め、同条第十六号中「三万三千円」を「三万三千八十円」に改め、同条第十七号中「二万円」を「二万八千円」に改め、同条第十八号及び第十九号中「六万八千円」を「六万八千二百五十円」に改め、同条第三十四号中「三万三千円」を「三万三千八十円」に改め、同条第三十五号中「二万円」を「二万八千円」に改め、同条第三十六号及び第三十七号中「六万八千円」を「六万八千二百五十円」に改め、同条第三十八号中「四万円」を「四万九千円」に改め、同条第三十九号及び第四十号中「五千円」を「五千十円」に改め、同条第四十一号中「二十四万三千円」を「二十四万三千四百十円」に改め、同条第四十三号中「二十一万九千円」を「二十一万九千四百十円」に改め、同条第四十四号及び第四十五号中「四千円」を「四千十円」に改め、同条第四十六号及び第四十七号中「五千円」を「五千十円」に改め、同条第五十五号中「二千八百円」を「二千九百円」に改める。

(浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部改正)

第三条 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(昭和六十年岡山県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「三万四千二百五十円」に改め、同項第二号中「三万九百円」を「三万四千四十円」に改め、同項第三号中「二万二千三百円」を「二万二千四百五十円」に改める。

(岡山県立美術館条例の一部改正)

第四条 岡山県立美術館条例(昭和六十三年岡山県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「三一、四〇〇円」を「三三、三二〇円」に、「四三、四〇〇円」を「四四、六三〇円」に、「四八、八〇〇円」を「五〇、一九〇円」に、「七五、八〇〇円」を「七七、九五〇円」に、「九二、二〇〇円」を「九四、八二〇円」に、「一二四、六〇〇円」を「一二八、一四〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、三七〇円」に、「一九、四〇〇円」を「一九、九五〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、七三〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、七七〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五五〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七七〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、一五〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「テープレコーダー」を「録音装置」に改める。

(岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部改正)

第五条 岡山県おかやま旧日銀ホール条例(平成十六年岡山県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「六、一〇〇円」を「六、二七〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、五九〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一八〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、二九〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八八〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に改める。

(岡山武道館条例の一部改正)

第六条 岡山武道館条例(昭和四十五年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表の一の(一)の表中「四、二三〇円」を「四、三五〇円」に、「五、六七〇円」を「五、八三〇円」に、「九、九二〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一五、九四〇円」に、「二、八三〇円」を「二、九一〇円」に、「三五、九〇〇円」を「二六、六三〇円」に、「四〇、二〇〇円」を「四一、三四〇円」に、「五二、〇〇〇円」を「五三、四八〇円」に、「九八、一〇〇円」を「一〇〇、九〇〇円」に、「一四、一〇〇円」を「一四、五〇〇円」に、「七〇、九〇〇円」を「七二、九二〇円」に、「九三、四〇〇円」を「九六、〇六〇円」に、「一四一、九〇〇円」を「一四五、九五〇円」に、「一三四、二〇〇円」を「二四〇、八九〇円」に、「三五、四〇〇円」を「三六、四一〇円」に、「七、〇八〇円」を「七、二八〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、四一〇円」に、

「一八、六〇〇円」を「一九、一三〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三〇、八五〇円」に、「六、五〇〇円」を「六、六八〇円」に、「七八、〇〇〇円」を「八〇、二二〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一一五、五〇〇円」に、「二四九、〇〇〇円」を「一五三、二五〇円」に、「二八一、五〇〇円」を「二八九、五四〇円」に改め、別表の一の(二)の表中「二二、六〇〇円」を「二二、九六〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、二八〇円」に改め、別表の二の表中「一、九一〇円」を「一、九六〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四二〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四六〇円」に改め、別表の三の表中「三、〇六〇円」を「三、一四〇円」に、「三七〇円」を「三八〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六七〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、七三〇円」に改める。

(岡山県津山体育館条例の一部改正)

第七条 岡山県津山体育館条例(昭和五十一年岡山県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。
 別表の一の表中「四、四七〇円」を「四、五九〇円」に、「五、七七〇円」を「五、九三〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、八七〇円」に、「一五、三〇〇円」を「一五、七三〇円」に、「三、二七〇円」を「三、三六〇円」に、「三二、三〇〇円」を「三二、九三〇円」に、「三三、三〇〇円」を「三四、二五〇円」に、「四四、一〇〇円」を「四五、三六〇円」に、「八二、四〇〇円」を「八四、七五〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、七二〇円」に、「六一、四〇〇円」を「六三、一五〇円」に、「八〇、八〇〇円」を「八三、一〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二二、五、一七〇円」に、「二〇二、六〇〇円」を「二〇八、三八〇円」に、「三二、三〇〇円」を「三二、一九〇円」に、「六、九八〇円」を「七、一七〇円」に、「一八、五〇〇円」を「一九、〇二〇円」に、「三〇、〇〇円」を「三〇、八五〇円」に、「六五、〇〇〇円」を「六六、八五〇円」に、「九七、六〇〇円」を「一〇〇、三八〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「三二、六八〇円」に、「三四一、一〇〇円」を「三四七、九八〇円」に改め、別表の二の表中「一、九一〇円」を「一、九六〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「四、三一〇円」を「四、四二〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四六〇円」に改め、別表の三の表中「七七〇円」を「七九〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三四〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五九〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六四〇円」に改め、別表の四の表中「一六、二七〇円」を「一六、七三〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七七〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「二、六二〇円」を「二、六九〇円」に、「一三、一二〇円」を「一三、四九〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六一〇円」に改める。

(岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部改正)

第八条 岡山県美作ラグビー・サッカー場条例(昭和六十三年岡山県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「四、八〇〇円」を「四、九三〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、四〇〇円」に、

「九、六〇〇円」を「九、八七〇円」に、「一、七三〇円」を「一、七七〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、一〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、八一〇円」に、「二、六一〇円」を「二、六八〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三七、〇二〇円」に、「五四、〇〇〇円」を「五五、五四〇円」に、「七二、〇〇〇円」を「七四、〇五〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、三七〇円」に、「四、〇三〇円」を「四、一四〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一六、一七〇円」に、「七、九六〇円」を「八、一八〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「九、〇五〇円」を「九、三〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、三四〇円」に、「二、一七〇円」を「二、二三〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三〇、八五〇円」に、「四五、三〇〇円」を「四六、五九〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「六一、七一〇円」に、「一〇、九〇〇円」を「一一、二二〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一一〇円」に、「一〇、三〇〇円」を「一〇、五九〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「六、四三〇円」を「六、六一〇円」に、「一、一九〇円」を「一、二二〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六八〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「四九、三七〇円」に、「八、七三〇円」を「八、九七〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一一〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六六〇円」に、「八、一八〇円」を「八、四一〇円」に、「一、九六〇円」を「二、〇一〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、一三〇円」に、「七六〇円」を「七八〇円」に、「四、四七〇円」を「四、五九〇円」に、「一四、九〇〇円」を「一五、三三〇円」に、「三二、四〇〇円」を「三三、〇三〇円」に、「五、四六〇円」を「五、六一〇円」に改め、別表の二の表中「四六〇円」を「四七〇円」に改め、別表の三の表中「一、一九〇円」を「一、二二〇円」に、「八三〇円」を「八五〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、五九〇円」に改める。

(岡山県備前テニスセンター条例の一部改正)

第九条 岡山県備前テニスセンター条例(平成三年岡山県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一四、三〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「二二、五〇〇円」を「二二、一〇〇円」に、「二八、六〇〇円」を「二九、四一〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五五〇円」に、「三二、二〇〇円」を「三三、一一〇円」に、「四三、〇〇〇円」を「四四、二二〇円」に、「八、〇五〇円」を「八、二七〇円」に、「二〇七、六〇〇円」を「二一〇、六七〇円」に、「一六一、四〇〇円」を「一六六、〇一〇円」に、「二二五、二〇〇円」を「二二二、三四〇円」に、「四〇、二〇〇円」を「四一、三四〇円」に、「一、四二〇円」を「一、四六〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二二〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一、一七〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七八〇円」に、「二、三六〇円」を「二、四二〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七四〇円」に、「三、五五〇円」を「三、六五〇円」に、「六八〇円」を「六九〇円」に、「九、〇四〇円」を「九、二九〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一三、七八〇円」に、「一七、七〇〇円」を「一八、二〇〇円」に、「三、四一〇円」を「三、五〇〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「二、一七〇円」を「二、二三〇円」に改め、別表の二の表中「五三〇円」を「五四〇円」に改め、別表の三

の表中「八三〇円」を「八五〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「一、〇七〇円」を「一、一〇〇円」に改め、別表の四の表中「六四〇円」を「六五〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「四六〇円」を「四七〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に改める。

(岡山県津山陸上競技場条例の一部改正)

第十条 岡山県津山陸上競技場条例(平成十六年岡山県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七一〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二八〇円」に、「一、八五〇円」を「一、九〇〇円」に、「一一、二五〇円」を「一一、五七〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、四二〇円」に、「二一、八〇〇円」を「二、八七〇円」に、「三七、五〇〇円」を「三八、五七〇円」に、「五六、二五〇円」を「五七、八五〇円」に、「七五、〇〇〇円」を「七七、一四〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、三九〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三八〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六二〇円」に、「六、七五〇円」を「六、九四〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、二五〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に改め、別表の二の表中「三三、三〇〇円」を「三四、二五〇円」に、「五〇、〇〇〇円」を「五一、四二〇円」に、「六六、六〇〇円」を「六八、五〇〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一二、八五〇円」に、「七五、〇〇円」を「七七、一四〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一一二、八五〇円」に、「一八、七五〇円」を「一九、二八〇円」に、「二五〇、〇〇〇円」を「二五七、一四〇円」に、「三七五、〇〇円」を「三八五、七一〇円」に、「五〇〇、〇〇〇円」を「五一四、二八〇円」に、「九三、七五〇円」を「九六、四二〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改め、別表の四の表中「七九〇円」を「八一〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四二〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二八〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表の備考二中「二、〇〇〇円」を「二、〇四〇円」に改め、別表の五の表中「四一〇円」を「四二〇円」に改める。

(岡山県笠岡陸上競技場条例の一部改正)

第十一条 岡山県笠岡陸上競技場条例(平成十六年岡山県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「八、八〇〇円」を「九、〇五〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五九〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七二〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一三、五七〇円」に、「二、三五〇円」を「二、四一〇円」に、「三七、五〇〇円」を「三八、五七〇円」に、「六六、〇〇〇円」を「六七、八八〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一二、〇三〇円」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(岡山県立美術館条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の岡山県立美術館条例第八条第一項の規定による使用の許可を受けている施設等の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十六号

岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例

岡山県天神山文化プラザ条例(平成十七年岡山県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一一四、〇〇〇円」を「一一八、五六〇円」に、「八六、〇〇〇円」を「九一、七九〇円」に、「小室」

小室

二八、〇〇〇円」を

「小室」に、「二八、八〇〇円」に、「九一、〇〇〇円」

を「九八、二六〇円」に、「六一、〇〇〇円」を「六三、六一〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三五、九五〇円」に、「五七、〇〇〇円」を「六五、〇八〇円」に、

「第四展示室

二八、〇〇〇円」

を

「第四展示室

三二、八六〇円」

に、「二七、〇〇〇円」を「二八、三八〇円」に改め、別表の二の表中「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に改め、別表の三の表中「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県保健所条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十七号

岡山県保健所条例等の一部を改正する条例

(岡山県保健所条例の一部改正)

第一条 岡山県保健所条例（昭和三十九年岡山県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表及び別表第二歯科診療報酬点数表（次号において「診療報酬点数表」という。）を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定」に、「一・〇五」を「一・〇八」に改め、同条第二号中「診療報酬点数表に定め」を「健康保険法第七十六条第二項の規定による定め」に、「が診療報酬点数表」を「が同項の規定」に改める。

（岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部改正）

第二条 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の五イ中「一万六千円」を「一万六千三百円」に改め、同号イただし書中「八千円」を「八千十円」に改め、同号ロ中「九千六百元」を「九千六百三十円」に改め、同号ロただし書中「四千八百円」を「四千八百十円」に改め、同号ハ中「一万四千元」を「一万四千三十円」に改め、同号ハただし書中「七千円」を「七千十円」に改め、同号ニ及びホ中「一万四千元」を「一万四千三十円」に改め、同号ヘからチまでの規定中「二万二千元」を「二万二千四十円」に改め、同号リ中「九千六百元」を「九千六百三十円」に改め、同号ヌ中「九千六百元」を「九千六百三十円」に改め、同号ヌただし書中「四千八百円」を「四千八百十円」に改め、同号ワ中「二万二千元」を「二万二千四十円」に改め、同号カ中「九千六百元」を「九千六百三十円」に改め、同号カただし書中「四千八百円」を「四千八百十円」に改め、同号ヨ中「二万二千元」を「二万二千四十円」に改め、同号タ中「二万六千元」を「一万六千三百円」に改め、同号レからツまでの規定中「二万二千元」を「二万二千四十円」に改め、同号ネ中「一万四千元」を「一万四千三十円」に改め、同号ナ中「二万二千元」を「二万二千四十円」に改め、同号ラ中「一万四千元」を「一万四千三十円」に改め、同号ム及びブ中「二万二千円」を「二万二千四十円」に改め、同号フからクまでの規定中「一万四千元」を「一万四千三十円」に改め、同号フからエまでの規定中「二万二千元」を「二万二千四十円」に改め、同条第二号中「一万六千元」を「一万六千三百円」に改め、同条第四号中「三千二百円」を「三千二百十円」に改め、同条第六号中「六千九百元」を「六千九百五十円」に改め、同条第七号及び第八号中「三千三百円」を「三千三百十円」に改め、同条第九号中「二万三千元」を「二万三千五十円」に改め、同号ただし書中「七千三百円」を「七千三百三十円」に改め、同条第十号イ及びロ中「二万三千元」を「二万三千五十円」に改め、同号ハ及びニ中「一万五千元」を「一万五千五十円」に改め、同条第十二号中「二万三千元」を「二万三千五十円」に改め、同号ただし書中「七千円」を「七千二十円」に改め、同条第十三号イ中「二万五千八百円」を「二万五千八百六十円」に改め、同号ロ及びハ中「一万六千四百円」を「一万六千四百六十円」に改め、同条第十四号中「八千六百元」を「八千六百六十円」に改め、同条第十六号イ中「四万六千元」を「四万七千八十円」に改め、同号ロ中「八万六千元」を

「八万八千百円」に改め、同条第二十号中「三千五百円」を「三千五百十円」に改め、同条第二十一号中「四千二百円」を「四千二百十円」に改め、同条第二十六号イ中「四万四千元」を「四万四千三百十円」に改め、同号ロ中「二万二千元」を「二万二千三百十円」に改め、同号ハ中「一万七千元」を「一万七千十円」に改め、同条第二十八号中「一万六千元」を「一万六千三百十円」に改め、同条第三十号中「九千元」を「九千七十円」に改め、同条第三十三号中「一万五千元」を「一万五千五十円」に改め、同条第三十四号中「四万二千二百円」を「四万二千二百七十円」に改め、同条第三十六号中「六千六百元」を「六千六百七十円」に改め、同条第三十七号中「一万三千六百元」を「一万三千六百七十円」に改め、同条第三十九号中「一万七百元」を「一万七百二十円」に改め、同条第四十号中「六千四百円」を「六千四百四十円」に改め、同条第四十二号中「二千四百円」を「二千四百十円」に改め、同条第四十三号及び第四十四号中「四千元」を「四千十円」に改め、同条第四十六号中「二千八百円」を「二千八百十円」に改め、同条第四十八号イ中「一万千八百円」を「一万千八百五十円」に改め、同号ロ中「四千元」を「四千十円」に改め、同条第四十九号イ中「一万千八百五十円」に改め、同号ロからホまでの規定中「四千元」を「四千四百十円」に改め、同条第五十号中「二千八百円」を「二千八百十円」に改め、同条第五十一号イ中「一万四千九百円」を「一万四千九百五十円」に改め、同号ロ及び同条第五十二号中「四千元」を「四千四百十円」に改め、同条第五十三号ロ中「一万円」を「一万五十円」に改め、同条第五十四号イ及びハ中「七百五十円」を「七百六十円」に改め、同条第五十五号中「一万六千元」を「一万六千三百十円」に改め、同条第五十六号中「八万千元」を「八万二千二百九十円」に改め、同条第五十七号中「六万千元」を「六万二千二百八十円」に改め、同条第六十一号中「六千二百円」を「六千二百十円」に改め、同条第六十二号中「書換え交付 三千二百円」を「書換え交付 三千二百十円」に改め、同条第六十四号中「二万九千九百円」を「二万九千九百五十円」に改め、同条第六十五号中「一万二千元」を「一万二千五百十円」に改め、同条第六十六号中「二万九千九百円」を「二万九千九百五十円」に改め、同条第六十七号中「一万二千元」を「一万二千五百十円」に改め、同条第六十八号イ中「七千三百円」を「七千三百十円」に改め、同号ロ中「二千百円」を「二千百十円」に改め、同号ハ中「二千九百円」を「二千九百十円」に改め、同条第六十九号中「一万四千元」を「一万四千二百二十円」に改め、同条第七十号中「七千百円」を「七千三百十円」に改め、同条第七十一号中「二万九千九百円」を「二万九千九百五十円」に改め、同条第七十二号中「一万二千元」を「一万二千四百十円」に改め、同条第七十三号中「七千百円」を「七千三百十円」に改め、同条第七十四号中「二千百円」を「二千百二十円」に改め、同条第七十五号中「二千九百円」を「二千九百二十円」に改め、同条第七十六号中「二千百円」を「二千百十円」に改め、同条第七十七号中「二千九百円」を「二千九百十円」に改め、同条第七十八号中「二千百円」を「二千百十円」に改め、同条第七十九号中「二千九百円」を「二千九百十円」に改め、同条第八十号中「二千百円」を「二千百十円」に改め、同条第八十一号中「二千九百円」を「二千九百十円」に改め、同条第八十二号イ中「十五万円」を「十五万百二十円」に改め、同号ロ中「十三万二千元」を「十三万二千百二十円」に改め、同号ハ中「七千四百円」を「七千四百二十円」に改め、同号ニ中「十三万二千元」を「十三万二千百二十

円」に改め、同号ホ及びへ中「五万八千八百九十円」に改め、同号ト中「十五万円」を「十五万二千円」に改め、同号チ中「十三万二千円」を「十三万二千二百円」に改め、同号リ中「九万五千円」を「九万五千二百円」に改め、同条第八十三号イ中「十三万八千円」を「十三万八千二百円」に改め、同号ロ中「十一万五千円」を「十一万五千二百円」に改め、同号ハ中「四千六百元」を「四千六百二十円」に改め、同号ニ中「十一万五千円」を「十一万五千三百八十円」に改め、同号ホ及びへ中「四万七千九百円」を「四万七千九百九十円」に改め、同条第八十四号イ中「九万円」を「九万二千円」に改め、同号ロ中「八万五千円」を「八万五千二百円」に改め、同号チ中「十一万五千円」を「十一万五千三百八十円」に改め、同号ハ中「四万七千六百元」を「四万七千六百九十円」に改め、同号ニ中「八万五千円」を「八万五千二百円」に改め、同号ホ中「四万七千六百元」を「四万七千六百九十円」に改め、同号ヘ中「一万七千円」を「一万七千七十円」に改め、同号ト中「四万四千八百円」を「四万四千八百九十円」に改め、同号チ中「三万九千九百円」を「三万九千九百九十円」に改め、同号リ中「三万三千五百円」を「三万三千五百九十円」に改め、同号ヲ中「八万五千円」を「八万五千二百円」に改め、同号カ中「四万七千六百元」を「四万七千六百九十円」に改め、同条第八十五号イ中「五万七百元」を「五万七千九十円」に改め、同号ロ中「四万八千円」を「四万八千九十円」に改め、同号ハ中「二万四千元」を「二万四千九百九十円」に改め、同号ニ中「四万八千円」を「四万八千九百九十円」に改め、同号ホ中「二万四千元」を「二万四千九百九十円」に改め、同号ト中「二万六千九百九十円」に改め、同号チ中「二万五千二百円」を「二万五千二百九十円」に改め、同号リ中「二万四千九百円」を「二万四千九百九十円」に改め、同号ヲ中「五万七百元」を「五万七千九百九十円」に改め、同号ワ中「四万八千円」を「四万八千九百九十円」に改め、同号カ中「二万四千元」を「二万四千九百九十円」に改め、同条第八十六号イ中「八万千円」を「八万九千九十円」に改め、同号ロ中「七万七千円」を「七万七千九百九十円」に改め、同号ハ中「四万三千三百円」を「四万三千三百九十円」に改め、同号ニ中「七万七千円」を「七万七千九百九十円」に改め、同号ホ中「四万三千三百円」を「四万三千三百九十円」に改め、同号ト中「三万五千七百円」を「三万五千七百九十円」に改め、同号チ中「三万七百元」を「三万七千九百九十円」に改め、同号リ中「三万五千七百円」を「三万五千七百九十円」に改め、同号ヌ中「三万七百元」を「三万七千九百九十円」に改め、同号ル中「八万千円」を「八万九千九十円」に改め、同号ヲ中「七万七千円」を「七万七千九百九十円」に改め、同号ワ中「四万三千三百円」を「四万三千三百九十円」に改め、同条第八十七号イ中「二十一万三千円」を「二十一万三千六十円」に改め、同号ロ中「五万三千九百円」を「五万三千九百六十円」に改め、同号ニ中「八万七千円」を「八万七千六十円」に改め、同号ホ中「五万三千二百

円」を「五万三千二百六十円」に改め、同条第八十八号イ(1)中「四万八千七百円」を「四万八千七百九十円」に改め、同号イ(2)中「二万八千七百円」を「二万八千七百九十円」に改め、同号イ(3)中「一万三千二百円」を「一万三千二百九十円」に改め、同号イ(4)中「四万八千七百円」を「四万八千七百九十円」に改め、同号イ(5)中「二万八千七百円」を「二万八千七百九十円」に改め、同号イ(6)中「一万三千二百円」を「一万三千二百九十円」に改め、同号イ(7)中「四万八千七百円」を「四万八千七百九十円」に改め、同号イ(8)中「二万八千七百円」を「二万八千七百九十円」に改め、同号イ(9)中「一万三千二百円」を「一万三千二百九十円」に改め、同号ロ(1)中「十万四千元」を「十万四千二百円」に改め、同号ロ(2)中「七万三千元」を「七万三千九百元」に改め、同号ロ(3)中「三万九千二百円」を「三万九千二百九十円」に改め、同号ロ(4)中「十万四千元」を「十万四千二百円」に改め、同号ロ(5)中「七万三千元」を「七万三千九百元」に改め、同号ロ(6)中「三万九千二百円」を「三万九千二百九十円」に改め、同号ロ(7)中「十万四千元」を「十万四千二百円」に改め、同号ロ(8)中「七万三千元」を「七万三千九百元」に改め、同号ロ(9)中「三万九千二百円」を「三万九千二百九十円」に改め、同条第九十号中「二千円」を「二千三十円」に改め、同条第九十五号中「二千九百元」を「二千九百三十円」に改め、同条第九十七号中「九千五百円」を「九千五百四十円」に改め、同条第九号イからトまでの規定中「三万五千元」を「三万五千八十円」に改め、同号チ中「四万六千元」を「四万六千五十円」に改め、同条第一百号及び第百二号中「一万五千元」を「一万五千六十円」に改め、同条第一百三号中「千五百円」を「千五百二十円」に改め、同条第一百四号中「一万四千三百円」を「一万四千三百九十円」に改め、同条第一百五号中「九千四百円」を「九千四百六十円」に改め、同条第一百十二号中

「二万円」を「二万六十円」に改め、同条第百十三号中「一万円」を「一万五十円」に改め、同条第百十七号中「八千円」を「八千六十円」に改め、同条第百十九号中「千二百円」を「千二百十円」に改め、同条第百二十号中「二千六百元」を「二千六百二十円」に改め、同条第百二十一号中「二千七百元」を「二千七百二十円」に改め、同条第百二十二号中「六万四千元」を「六万四千二百十円」に改め、同条第百二十三号中「三万三千元」を「三万三千二百円」に改め、同条第百二十四号中「二千七百元」を「二千七百二十円」に改め、同条第百二十五号中「三千三百円」を「三千三百二十円」に改め、同条第百二十六号中「四千百円」を「四千百十円」に改め、同条第百二十九号中「二千九百円」を「二千九百十円」に改め、同条第百三十号中「二千六百元」を「二千六百十円」に改める。

(岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部改正)

第三条 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例(平成十七年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「六、一〇〇円」を「六、二七〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、四三〇円」に、「一六、四〇〇円」を「一六、八六〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二一〇円」に、「七〇〇円」を「七一〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一八〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、二九〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六二〇円」に改め、同表の備考一中「使用料は、」の下に「午前九時から午後五時までの欄に掲げる額から午前九時から正午までの欄に掲げる額及び」を加え、「に四分の一を乗じて得た額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を百円に切り上げた額)」を「の合計額を差し引いた額」に改め、別表の二の表中「九〇〇円」を「九二〇円」に改める。

(岡山県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第四条 岡山県精神保健福祉センター条例(昭和四十六年岡山県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一医科診療報酬点数表」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定」に改め、同条第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、同条第三項第一号中「千円」を「千二十円」に改め、同項第二号中「四千六百元」を「四千七百二十円」に改め、同項第三号中「千七百元」を「千七百四十円」に改め、同項第四号中「八百四十円」を「八百六十円」に改める。

(岡山県健康づくりセンター条例の一部改正)

第五条 岡山県健康づくりセンター条例(平成九年岡山県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表健康診断部門の項中「三六、七五〇円」を「三七、八〇〇円」に改め、同表健

康増進部門の項中「一・〇五」を「一・〇八」に、「一〇五円」を「一〇八円」に、「二一〇円」を「二一六円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七一〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に改め、同表スポーツ医学部門の項中「一〇五円」を「一〇八円」に、「七、五〇〇円」を「七、七一〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「二一〇円」を「二一六円」に改め、同表学習部門の項中「三、〇〇〇円」を「三、〇六〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、三九〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一三二、七〇〇円」を「一三六、四九〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例第四条第一項の規定による利用の許可を受けている施設等の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

岡山県民生委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十八号

岡山県民生委員の定数に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定に基づき、市町村の区域ごとに民生委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第二条 民生委員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区域ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 津山市 二八三人
- 二 玉野市 一六五人
- 三 笠岡市 一六〇人
- 四 井原市 一四五人
- 五 総社市 一六一人
- 六 高梁市 一三六人
- 七 新見市 一三三人

- 八 備前市 一三一人
- 九 瀬戸内市 一〇二人
- 十 赤磐市 一二二人
- 十一 真庭市 一六九人
- 十二 美作市 一一八人
- 十三 浅口市 七八人
- 十四 和气町 五九人
- 十五 早島町 二三人
- 十六 里庄町 二三人
- 十七 矢掛町 四八人
- 十八 新庄村 六人
- 十九 鏡野町 六七人
- 二十 勝央町 三三人
- 二十一 奈義町 二六人
- 二十二 西粟倉村 一〇人
- 二十三 久米南町 二六人
- 二十四 美咲町 七三人
- 二十五 吉備中央町 五八人

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第十九号

貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還免除に関する条例（昭和四十一年岡山県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第一号」を「以下この条」に改め、同項第一号中「知事が別に指定する県内の医療機関で医療業務」を「医療業務（第三項において「指定業務」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の場合において、指定業務に従事した後指定業務に従事しなくなり、その事由が規則第十一条第一項各号に該当することにより奨学資金の返還に係る債務の履行の猶予を受け、当該事由がなくなつた後、直ちに指定業務に従事した者の指定業務に従事した期間の計算については、後の指定業務に従事した期間は、先の指定業務に従事した期間に引き続いたものとみなす。

第七条及び第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の第二の一の1中「。ただし、(5)から(9)までについては、食肉販売業の許可に係る施設で自家製ソーセージの調理を行い、消費者に直接販売するものに限り適用する」を削り、同表の第二の一の1の(5)及び(6)を次のように改める。

- (5) 食肉販売業の許可に係る施設で自家製ソーセージの調理を行い、消費者に直接販売するものにあつては、次のイからホまでに掲げる基準を満たすものであること。
 - イ 調理室には、機械、器具等を洗浄するために給湯設備を有する洗浄設備があること。
 - ロ 製品を衛生的に保管することができる冷蔵設備があること。
 - ハ 製品の中心温度測定器が備えてあること。
 - ニ 肉の水素イオン指数を測定するための水素イオン指数測定装置が備えてあること。
 - ホ 各工程で行う自主検査のための細菌検査装置が備えてあること。
- (6) 生食用食肉（生食用として販売される牛の食肉（内臓を除く。）をいう。以下同じ。）の加工又は調理を行う施設にあつては、次のイからホまで（調理のみを行うものにあつては、イからハまで）に掲げる基準を満たすものであること。
 - イ 生食用食肉の加工又は調理を行う場所（以下「加工調理場所」という。）は、他の作業を行う場所と明確に区分された衛生的な場所であること。
 - ロ 加工調理場所には、生食用食肉の加工又は調理の専用の設備として、消毒装置を備えた使用に便利な流水式手洗い設備及び摂氏八十三度以上の温湯により器具の消毒ができる洗浄設備があること。
 - ハ 加工調理場所には、生食用食肉が接触する作業台その他の設備及び包丁その他の器具を専用のものとして備え、当該器具の材質は不浸透性であること。
 - ニ 生食用食肉の加工を行う場所には、生食用食肉を加熱殺菌するために十分な能力を有する専用の設備及び温度を正確に測定することができる装置があること。
 - ホ 生食用食肉の加工を行う場所には、加熱殺菌後の生食用食肉を摂氏四度以下に冷却することができる専用の設備があること。ただし、大型冷蔵庫等において明確に区分することができるときは、加熱殺菌前及び加熱殺菌後の両方の生食用食肉に用いることができる。

別表第二の第二の一の1の(7)から(9)までを削り、同表の第二の十一の1に次のように加える。

(3) 一の1の(6)の基準に同じ。

別表第二の第二の十二の1に次のように加える。

(6) 一の1の(6)の基準に同じ。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十一号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十七の項(4)中「第三十八条」を「第三十八条第二項」に、「第十条」を「第十条第一項」に、「医薬品の販売業」を「卸売販売業」に改め、同項(8)及び(9)中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

(岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第六十五号中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同条第六十九号中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同条第七十号中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

(岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部改正)

第三条 岡山県農林水産関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四十一号中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同条第四十二号中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年六月十二日から施行する。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十二号

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号の五を第一号の六とし、同号の前に次の一号を加える。

一 の五 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の十一の二第一項の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 二千四百円

第四条第一項中「又は」を「、第一号の五又は」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十三号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

- 一 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号）第五十条第一項
- 二 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十号）第四十七条第一項

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正）

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ(2)(イ)中「平均障害程度区分（一）を「平均障害支援区分（一）に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改め、同号イ(2)(イ)(i)から(iii)までの規定中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「支障」を「支援に支障」に改める。

第三十九条第一項第三号イ中「平均障害程度区分（一）」を「平均障害支援区分（一）」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改め、同号イ(1)から(3)までの規定中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

第五十九条第八項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第八十九条第三項中「第五十二条第一項第二号ロ及びニ、第七項並びに」を「第五十二条第一項第二号ニ及び」に改める。

附則第二条第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号イ(2)(イ)中「平均障害程度区分（一）」を「平均障害支援区分（一）」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改め、同号イ(2)(イ)(i)から(iii)までの規定中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次

第一節	基本方針(第二百二十四条)
第二節	人員の基準(第二百五条・第二十六条)を「第七章 削除」に、「第四節 設備の基準(第二十七条)」
第三節	設備の基準(第二十七条)
第四節	運営の基準(第二十八条―第四十一条)

「第四節 運営の基準(第九十八条の二―第二節 第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の 準

運営の基準(第九十九条―第二百一条)を	第一款 この節の趣旨及び基本方針(第二百一 第二款 人員の基準(第二百一条の四・第二 第三款 設備の基準(第二百一条の六) 第四款 運営の基準(第二百一条の七―第二
---------------------	--

事業の基本方針並びに人員、設備及び運営の基

一条の二・第二百一条の三) に、「第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等 一条の五)

一条の十二) 「 削除」に改める。

第三条第一項中「第七章」を「第八章」に改める。

第五条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「であつて」を「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、」に、「障害者が」を「ものが」に改める。

第六条第一項中「者(以下この章において)」を「者(以下)」に改める。

第八十条第一項第二号イ中「平均障害程度区分(」を「平均障害支援区分(」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改め、同号イ(1)から(3)までの規定中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

第百条第一項第二号中「第百二十五条第一項の指定共同生活介護事業者、」を削り、「者に限る。」又は「を」者に限る。)、」に改め、「指定共同生活援助事業者」の下に「又は第二百一条の四第一項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」に改め、同号イ中「第百二十四条の指定共同生活介護、」を削り、「限る。又は」を「限る。)、」に、「(以下)」を「又は第二百一条の二の外部サービス利用型指定共同生活援助(以下)」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練(生活訓練)等」に、「指定共同生活介護事業所等(当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所(第百二十五条第一項の指定共同生活介護事業所をいう。))」を「指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当

該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る」に、「いう。」又は「を」「いう。」に、「以下」を「。」又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第二百一条の四第一項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）をいう。以下」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第二項第二号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第三項第一号中「、第二百二十五条第一項の指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号イ中「、第二百二十四条の指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の下に「、第二百一条の二の外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第一条中「第七条」を「第五十二条」に改める。

第九十九条第二号中「第二百五条第一項の指定共同生活介護事業所又は」を削り、「にあつては、共同生活住居」を「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第一百四十一条中「及び第九十六条第一項の指定共同生活援助事業者」を削る。

第一百九条第三項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第二百二十四条から第四百一条まで 削除

第二百五十七条の次に次の一条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第五十七條の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。

この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しな

ればならない。

第百五十九条中「第二十三条」、「第百三十一条」、「第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「、第百三十一条第二項中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」とを削る。

第百七十二条中「第二十三条、」及び「第百三十一条、」を削り、「及び第百四十七条」を、「第百四十七条及び第百五十七条の二」に改め、「、第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第五十五第一項」を「第五十五第一項」に、「第百三十一条第二項中「支給決定障害者」を「第百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」に、「以下この条において同じ。）が」と、「同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」に改める。

第百九十五条中「相談」の下に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第百九十六条第一項第一号中「十」を「六」に改め、同項中第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第四号の区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第一条第五号の区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第一条第六号の区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第一条第七号の区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

第百九十七条及び第百九十八条を次のように改める。

（管理者）

第百九十七条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

（設備）

第九十八條 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外に立地しなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第四項から第六項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を一人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

6 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

一 入居定員を一人とすること。

二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

三 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第十三章第四節中第九十九条の前に次の五条を加える。

（入退居）

第九十八條の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第九十八条の三 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第九十八条の四 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第九十八条の五 指定共同生活援助事業者は、第二百一条において読み替えて準用する第六十条の共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行することができるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第九十八条の六 サービス管理責任者は、第二百一条において準用する第六十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第九十九条の見出しを「（介護及び家事等）」に改め、同条第二項中「による」の下に「介護又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条中第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

指定共同生活援助事業者は、介護を行うに当たっては、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。第九十九条の次に次の二条を加える。

（社会生活上の便宜の供与等）

第九十九条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等につい

て、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第九十九条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 入居に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があつた場合の対応に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

第二百条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第二百条中第四項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第二百条の次に次の三条を加える。

(支援体制の確保)

第二百条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百条の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第二百条の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力

医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第二百一条中「、第二百二十八条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第三十八条から第四十条まで」を「及び第五十七条の二」に、「第二百一条において準用する第三百三十六条を「第九十九条の三」に、「第二百一条において準用する第三百三十条第一項」を「第九十八条の四第一項」に、「第二百一条において準用する第三十条第二項」を「第九十八条の四第二項」に、「第二百一条において準用する第四十条第一項」を「第二百条の四第一項」に、「第三百条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第三百二十二条第一項及び第三百三十三条第一項中「第三百四十一条」とあるのは「第二百一条」と、第三百三十一条第一項及び第三百三十五条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」を「第五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第十三章に次の一節を加える。

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営の基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百一条の二 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百一条の十二において読み替えて準用する第六十条の外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二百一条の四第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営の基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百一条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居にお

いて相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員の基準

(従業者の員数)

第二百一条の四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

二 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、当該利用者の数は推定数とする。

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第二百一条の五 第九十七条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備の基準

(準用)

第二百一条の六 第九十八条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第四款 運営の基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二百一条の七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二百一条の九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申

込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について書面により当該利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第二百一条の八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第二百一条の九 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めおかなければならない。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- 六 入居に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第二百一条の十 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居

宅介護事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二百一条の十一 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供することができるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第二百一条の十二 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十四条、第九十五条の二、第九十八条の二から第九十九条の二まで及び第二百条の二から第二百条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第二項」と、第六十条及び第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第七十五条第二項」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一条の十二」と、第九十四条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第二百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型

指定共同生活援助を受けている者を除く。」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第百九十九条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第十五章 削除

第二百四条及び第二百五条 削除

附則第二条第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第三条第一項中「第百二十七条第一項（第百九十八条）」を「第百九十八条第一項（第二百一条の六）」に、「する指定共同生活介護の事業等」を「する指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）」に、「当該共同生活介護の事業等」を「当該指定共同生活援助の事業等」に、「指定共同生活介護の事業等を行う」を「指定共同生活援助の事業等を行う」に改め、同項第一号中「指定共同生活介護又は指定共同生活援助」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同条第二項中「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第百二十七条第二項」を「第百九十八条第二項」に、「第七項まで（第百九十八条）」を「第九項まで（第二百一条の六）」に改める。

附則第四条の見出し中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同条中「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改める。

附則第五条の見出し中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同条中「指定共同生活介護事業所若しくは」を削り、「（以下）」を「若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下）」に、「移行できる」を「移行することができる」に改める。

附則第六条の見出し中「共同生活介護計画」を「共同生活援助計画」に改め、同条中「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第百四十一条又は第二百一条」を「第二百一条又は第二百一条の十二」に改める。

附則第七条中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に、「地域移行推進協議会」を「当該協議会」に改める。

附則第八条中「（平成十八年十月一日）」を「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」といい、平成十八年十月一日）」に、「第百二十七条第一項（第百九十八条）」を「第百九十八条第一項（第二百一条の六）」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に改める。

附則第九条の見出しを「（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における従業者の員数に関する特例）」に改め、同条中「指定共同生活介護の」を「指定共同生活援助の」に、「経過的居宅介

護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「第二十五条第一項第二号」を「第九十六条第一項第二号」に改める。

附則第十条から第十二条までを次のように改める。

(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における運営に関する特例)

第十条 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第二百一条において準用する第六十条及び第九十九条第三項の規定は、適用しない。

2 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、第二百一条において準用する第六十条に規定する業務のほか、第九十八条の六各号に掲げる業務を行うものとする。

第十一条及び第十二条 削除

附則第十三条中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第二百二十七条第六項及び第七項」を「第九十八条第七項及び第八項」に、「第九十八条」を「第二百一条の六」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」を「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」に改める。

附則第十四条の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第一項及び第二項中「第三十四条第三項」を「第九十九条第三項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第二条第四号」を「第一条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に改め、同条第三項中「第二百五条第一項第二号ロ」を「第九十六条第一項第二号ロ」に改める。

附則第十五条中「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第二百二十七条(第九十八条)」を「第九十八条(第二百一条の六)」に、「第二百二十七条第六項」を「第九十八条第七項」に、「同条第七項第二号」を「同条第八項第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第二百二十四条の指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに改正前の第二百四条の指定共同生活介護の事業等を行う同条の一体型指定共同生活介護事業所及び同条の一体型指定共同生活援助事業所については、改正後の第九十五条の指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の第九十五条の指定共同生活援助の事業を行う事業所(以下「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、改正後の第二百一条の二の外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、改正後の第二百一

条の四の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは、「十」とする。

5 附則第三項の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなされた旧指定共同生活援助事業所について、改正後の第二百一条の十第四項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十五号

岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年岡山県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「十万分の七十一」を「十万分の三十七」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十六号

介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 指定居宅介護支援の基準（第二条―第三十一条）

第三章 基準該当居宅介護支援の基準（第三十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項第一号並びに第八十一条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準を定めるとともに、法第七十九条第二項第一号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定の要件を定めるものとする。

第二章 指定居宅介護支援の基準

(基本方針)

第二条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等にに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の七の二の老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者の指定の要件)

第三条 指定居宅介護支援事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。

(従業者の員数)

第四条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに、一以上の員数の常勤の介護支援専門員（次条第二項を除き、以下「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

2 前項の員数は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

(管理者)

第五条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- 二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十条の運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとす

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第二条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 4 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、第三項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - 一 第三項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 7 前項の承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該承諾を得た後に、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限

りでない。

(提供拒否の禁止)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。
(サービス提供困難時の対応)

第八条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第九条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第十二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第四十六条第四項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際には、その利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あら

はじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十三条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第十四条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十五条 指定居宅介護支援の方針は、第二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。

二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならないこと。

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならないこと。

五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。

七 介護支援専門員は、前号の課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないこと。この場合において、介護支援専門員は、当該面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得

なければならない。

八 介護支援専門員は、利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならないこと。

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならないこと。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならないこと。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

十三 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。

イ 少なくとも一月に一回は、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 少なくとも一月に一回は、モニタリングの結果を記録すること。

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号の居宅サービス計画の変更について準用する。

十六 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行することができるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。

十八 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならないこと。

十九 介護支援専門員は、居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行い、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、それらを利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないこと。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画にその利用が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を当該居宅サービス計画に記載しなければならないこと。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画にその利用が必要な理由を記載しなければならないこと。

二十三 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならないこと。

二十四 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

二十五 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援

事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務を適正に実施することができるよう配慮しなければならないこと。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（当該市町村が法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）に関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該市町村が当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第十七条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第十九条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章（第二条から第五条までを除く。）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(設備及び備品等)

第二十二条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第二十三条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(揭示)

第二十四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第二十五条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければ

ばならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

- 第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

- 第二十七条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第二十八条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第六項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当

該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十一条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第十五条第一項第十二号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

イ 居宅サービス計画

ロ アセスメントの結果の記録

ハ サービス担当者会議等の記録

ニ モニタリングの結果の記録

三 第十八条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第二十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 第二十九条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第三章 基準該当居宅介護支援の基準

(準用)

第三十二条 前章（第三条並びに第二十八条第六項及び第七項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県計量法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十七号

岡山県計量法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岡山県計量法関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の三の項中「十六万二千六百円」を「十六万三千四百円」に改め、同表の五の項中「四十二万六千三百円」を「四十二万八千九百円」に改め、同表の七の項中「五万三千八百円」を「五万四千二百円」に改め、同表の十二の項中「二千五百五十円」を「二千五百六十円」に改め、同表の十三の項中「七千四百円」を「七千四百八十円」に改める。

別表第一の一の項イ(4)中「二千五十円」を「二千六十円」に改め、同項イ(5)中「二千三百五十円」を「二千三百六十円」に改め、同項ハ(7)中「千六百円」を「千六百十円」に改め、同項ハ(8)中「二千四百五十円」を「二千四百六十円」に改め、同項ハ(9)中「六千二百円」を「六千二百十円」に改め、同項ハ(10)中「七千九百円」を「七千九百三十円」に改め、同項ハ(11)中「一万千六百円」を「一万千六百七十円」に改め、同項ハ(12)中「一万四千四百円」を「一万四千五百円」に改め、同項ハ(13)中「一万九千二百円」を「一万九千三百六十円」に改め、同項ハ(14)及び(15)中「二万千七百円」を「二万千九百円」に改め、同表の三の項ロ中「六千四百円」を「六千四百二十円」に改める。

別表第二の一の項ト中「千七百五十円」を「千七百六十円」に改め、同項チ中「二千九百円」を「二千九百十円」に改め、同項リ中「六千七百円」を「六千七百二十円」に改め、同項ヌ中「八千五百円」を「八千五百四十円」に改め、同項ル中「一万二千六百円」を「一万二千六百七十円」に改め、同項ヲ中「一万五千四百円」を「一万五千五百円」に改め、同項ワ中「二万二百円」を「二万三百七十円」に改め、同項カ及びヨ中「二万二千八百円」を「二万三千十円」に改める。

別表第三の一の項口(3)中「千六百円」を「千六百十円」に改め、同項口(4)中「二千七百円」を「二千七百十円」に改め、同項口(5)中「六千四百円」を「六千四百二十円」に改め、同項口(6)中「八千三百円」を「八千三百三十円」に改め、同項口(7)中「一万二千百円」を「一万二千七十円」に改め、同項口(8)中「一万五千百円」を「一万五千二百円」に改め、同項口(9)中「一万九千六百円」を「一万九千七百六十円」に改め、同項口(10)及び(11)中「二万九百円」を「二万二千百十円」に改め、同表の二の項ロ(1)中「二千六百円」を「二千六百十円」に改め、同項ロ(2)中「三千四百五十円」を「三千四百六十円」に改め、同表の三の項中「六千三百円」を「六千三百二十円」に改める。

別表第四の一の項イ(2)中「千九百円」を「千九百十円」に改め、同項イ(3)中「二千二百円」を「二

千二百十円」に改め、同項イ(4)中「三千二百円」を「三千二百十円」に改め、同項ハ(4)中「二千二百円」を「二千二百十円」に改め、同項ハ(5)中「三千七百円」を「三千七百十円」に改め、同項ハ(6)中「六千九百円」を「六千九百二十円」に改め、同項ハ(7)中「一万九百円」を「一万九百五十円」に改め、同項ハ(8)中「一万五千二百円」を「一万五千二百八十円」に改め、同項ハ(9)中「一万九千四百円」を「一万九千五百二十円」に改め、同項ハ(10)中「二万二千円」を「二万二千五百十円」に改め、同項ハ(11)及び(12)中「三万三百円」を「三万五百七十円」に改める。

別表第五の一の項中「一万三千六百円」を「一万三千六百五十円」に改め、同表の二の項イ中「四千九百五十円」を「四千九百七十円」に改め、同項ロ(1)中「三千三百五十円」を「三千三百六十円」に改め、同項ロ(2)中「五千三百円」を「五千三百二十円」に改め、同項ロ(3)中「七千八百円」を「七千八百三十円」に改め、同項ロ(4)中「一万五百円」を「一万五百四十円」に改め、同項ロ(5)及び(6)中「一万四千円」を「一万四千六十円」に改め、同項ハ中「七千九百円」を「七千九百三十円」に改め、同項ニ(1)イ中「三千二百円」を「三千二百十円」に改め、同項ニ(1)ロ中「七千九百円」を「七千九百三十円」に改め、同項ニ(2)ハ中「八千八百円」を「八千八百五十円」に改め、同項ニ(3)ハ中「七千百円」を「七千百三十円」に改め、同表の三の項イ中「一万三千六百円」を「一万三千六百五十円」に改め、同項ロ中「三万四千円」を「三万四千百三十円」に改める。

別表第六の二の項イ中「二万二千八百円」を「二万三千二百十円」に改め、同項ロ中「三万七千四百円」を「三万七千八百六十円」に改め、同表の三の項中「三万二千五百円」を「三万二千九百五十円」に改め、同表の四の項イ中「九万三千四百円」を「九万四千九百四十円」に改め、同項ロ中「十二万三千九百円」を「十二万五千五百四十円」に改め、同項ハ中「九万三千円」を「九万四千五百四十円」に改め、同項ニ中「十万四千元」を「十万五千五百七十円」に改め、同項ホ中「九万八千五百円」を「十万五十円」に改め、同項ヘ中「十一万三千八百円」を「十一万五千四百円」に改め、同項ト中「九万九千四百円」を「十万九百六十円」に改め、同項チ中「十万六千元」を「十万七千五百八十円」に改め、同項リ中「二万五千四百円」を「二万五千八百二十円」に改める。

(岡山県テクノサポート岡山条例の一部改正)

第二条 岡山県テクノサポート岡山条例(平成七年岡山県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「六、二〇〇円」を「六、三七〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇一〇円」に改め、別表の二の表中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に改める。

(岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部改正)

第三条 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例(平成十四年岡山県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「八八、〇〇〇円」を「九〇、五一〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「四六、二

八〇円」に、「一七五、〇〇〇円」を「一八〇、〇〇〇円」に改める。

(岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部改正)

第四条 岡山県産業労働関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千二百円」を「五千二百二十円」に改め、同条第二号及び第三号中「四千四百円」を「四千四百十円」に改め、同条第四号中「二万三千元」を「二万三千三十円」に改め、同条第五号中「一万五千元」を「一万五千二十円」に改め、同条第六号中「一万七千元」を「一万七千二十円」に改め、同条第七号中「二万千元」を「二万二千二十円」に改め、同条第十一号イ中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十八号

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例

岡山県総合展示場コンベックス岡山条例(平成三年岡山県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「五三、八〇〇円」を「五五、三三〇円」に、「三六、五〇〇円」を「三七、五四〇円」に、「二七、四〇〇円」を「二八、一八〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六四〇円」に改め、別表の二の表中「二二、八〇〇円」を「二三、四五〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一五、九四〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七四〇円」に改め、別表の三の表中「九、三〇〇円」を「九、五六〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八三〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に改め、別表の四の表中「三〇、〇〇〇円」を「三〇、八五〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五七〇円」に、

「ビデオプロジェクター	一台一日につき	五〇、〇〇〇円
有線連絡通話装置	一式一日につき	三、〇〇〇円
可動席装置	一式一日につき	五〇、〇〇〇円

「ビデオプロジェクター	一台一日につき	五一、四二〇円
可動席装置	一式一日につき	五一、四二〇円

に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十九号

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例（昭和三十六年岡山県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、図案作成」を削る。

別表分析手数料の項中「六、八九〇円」を「七、〇七〇円」に、「五、五九〇円」を「五、七三〇円」に、

「燃料類に関する分析 醸造及び食品に関する分析	同	同	三、七八〇円 三、六三〇円	を
----------------------------	---	---	------------------	---

「醸造及び食品に関する分析
試験及び鑑定手数料の項中

「燃料類に関する試験 ゴム及び樹脂に関する試験	一項目につき 一項目又は一時 間につき	三、三七〇円 一一、九五〇円	を
----------------------------	---------------------------	-------------------	---

「ゴム及び樹脂に関する試験
七五〇円」を「一七、二九〇円」に、「二二、八四〇円」を「二三、〇〇〇円」に、

「菌製品及び雑貨製品に関する試験 金属材料に関する試験 鋳物砂に関する試験	一項目につき 同 同	四、五八〇円 一六、三一〇円 六、四二〇円	を
---	------------------	-----------------------------	---

「金属材料に関する試験
三〇〇円」を「四、三三〇円」に、

「電子顕微鏡等による試験 薬品調合による試験	一項目につき 同	九、一七〇円 二、五四〇円	を
---------------------------	-------------	------------------	---

「電子顕微鏡等による試験
設計及び製図手数料の項を次のように改める。

「設計及び製図	一枚又は一時間	九、一七〇円	に改め、同表
---------	---------	--------	--------

手数料	機械設計	につき	七、六一〇円
-----	------	-----	--------

別表デザイン手数料の項を削り、同表測定手数料の項中「五、三七〇円」を「五、五一〇円」に、「三一、八〇〇円」を「三一、六八〇円」に改め、同表前処理手数料の項中「三、九九〇円」を「四、〇五〇円」に、「二三、五一〇円」を「二三、八九〇円」に改め、同表撮影、複写及び複本手数料の項中「三、〇一〇円」を「三、〇八〇円」に改め、同表設備使用料の項中「二〇、六二〇円」を「二一、二〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十号

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「四五、五〇〇円」を「四六、八〇〇円」に、「三九、〇〇〇円」を「四〇、一〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八五〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に改め、別表の二の表中「三、二四〇円」を「三、三三〇円」に、「四、二七〇円」を「四、三九〇円」に、「八、五四〇円」を「八、七八〇円」に、

「 低真空走査型電子顕微鏡 ビデオマイクロスコープ 熱分析システム	「 一時間につき 一時間につき 八時間につき	「 二、二五〇円 五三〇円 一一、五一〇円	を
「 熱分析システム	八時間につき	一一、八六〇円	「 二、二〇〇円」を「二、二三〇円」に、「四、八九〇円」を「五、〇二〇円」に、「一、九七〇円」を「二、〇二〇円」に、「一四、三〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇四〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二三〇円」に、「八、九八〇円」を「九、二三〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、九七〇円」に、「一、一一〇円」を「一、一四〇円」に、「二、七五〇円」を「二、八二〇円」に、「一一、二四〇円」を「一一、五六〇円」に、「一、八四〇円」を「一、八九〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五四〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に、「六、二八〇円」を「六、四五〇円」に、「三、七九〇円」を「三、八九〇円」に、「一六、五一〇円」を「一六、九八〇円」に、「二三、七四〇円」を「二四、四一〇円」に、「二七、二三〇円」を「二八、〇〇〇円」に、「二六、五二〇円」を「二七、二七〇円」に、「一三、

三七〇円」を「一三、七五〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、

旋盤	一時間につき	一、一三〇円
マッフル炉	八時間につき	四、一一〇円

を

「旋盤 一時間につき 一、一六〇円」に、「六、七

七〇円」を「六、九六〇円」に、「四六〇円」を「四七〇円」に、「七三〇円」を「七五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、

計測機器	測定器、記録計、前処理機その他の計測機器	一台一時間につき	七四〇円
	その他の設備		
を	ビデオプロジェクターシステム	二時間につき	三五〇円
	オーバーヘッドプロジェクター	二時間につき	一〇〇円
	スライド映写機	二時間につき	一〇〇円

計測機器	測定器、記録計、前処理機その他の計測機器	一台一時間につき	七六〇円
------	----------------------	----------	------

に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。



岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十一号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例等の一部を改正する条例

(岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部改正)

第一条 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例(昭和四十三年岡山県条例第十二号)の一部を

次のように改正する。

別表中「一、二二〇円」を「一、二五〇円」に改める。

(岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県農林水産関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同法第三条第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同号イ中「二千六百円」を「二千六百十円」に改め、同号ロ中「二千円」を「二千十円」に改め、同号ハ中「千七百

円」を「千七百十円」に改め、同条第二号中「千百円」を「千十円」に改め、同条第三号中「千二百円」を「千二百十円」に改め、同条第十二号イ中「三万五千六百円」を「三万五千六百七十円」に改め、同号口中「一万八千三百六十円」に改め、同条第十三号イ中「七千二百円」を「七千二百十円」に改め、同条第十四号イ中「四千八百円」を「四千八百四十円」に改め、同号口中「七千二百円」を「七千二百四十円」に改め、同号ハ中「七千七百円」を「七千七百四十円」に改め、同号ニ中「八千二百円」を「八千二百四十円」に改め、同条第十七号イ中「二千五百円」を「二千五百三十円」に改め、同号口中「三千六百円」を「三千六百三十円」に改め、同号ハ中「三千九百円」を「三千九百三十円」に改め、同号ニ中「四千二百円」を「四千二百三十円」に改め、同条第十九号及び第二十号中「八百円」を「八百十円」に改め、同条第二十一号中「千八百円」を「千八百十円」に改め、同条第二十二号中「五千七百円」を「五千七百三十円」に改め、同条第二十三号及び第二十四号中「千七百円」を「千七百十円」に改め、同条第二十五号ヘ中「七百八十円」を「七百九十円」に、同条第二十九号イ中「一万八千円」を「一万八千二百五十円」に改め、同条第三十号イ中「一万八千円」を「一万八千二百五十円」に改め、同号口中「四万五千円」を「四万五千三百十円」に改め、同条第三十一号中「四千円」を「四千十円」に改め、同条第三十二号中「六千七百円」を「六千七百十円」に改め、同条第三十四号及び第三十五号中「八千二百円」を「八千二百四十円」に改め、同条第三十六号中「二万九千九百円」を「二万九千九百五十円」に改め、同条第三十七号中「一万二千円」を「一万二千五十円」に改め、同条第三十八号イ中「七千三百円」を「七千三百十円」に改め、同号口中「二千百円」を「二千百十円」に改め、同号ハ中「二千九百円」を「二千九百十円」に改め、同条第三十九号中「二万九千九百円」を「二万九千九百五十円」に改め、同条第四十号中「一万二千円」を「一万二千五十円」に改め、同条第四十一号中「一万四千元」を「一万四千二百十円」に改め、同条第四十二号及び第四十三号中「七千百円」を「七千三百十円」に改め、同条第四十四号中「二千百円」を「二千百十円」に改め、同条第四十五号中「二千九百円」を「二千九百十円」に改め、同条第四十六号中「二千円」を「二千三十円」に改め、同条第四十七号中「二千九百円」を「二千九百三十円」に改め、同条第四十九号中「一万四千元」を「一万四千百円」に改め、同条第五十二号中「三万六千元」を「三万六千三百十円」に改め、同号イ中「五千九百円」を「五千九百十円」に、「五千百円」を「五千百十円」に改め、同号口中「三千六百円」を「三千六百十円」に、「五千七百円」を「五千七百十円」に改め、同号口中「二万八千元」を「二万八千三十円」に改め、同条第五十四号中「一万七千元」を「一万七千二十円」に改め、同条第五十八号イ中「一万円」を「一万三十円」に改め、同号ロ(1)中「一万六千元」を「一万六千三十円」に改め、同ロ(2)中「一万円」を「一万三十円」に改め、同号ハ(1)中「三万七千元」を「三万七千八十円」に改め、同ハ(2)中「二万六千元」を「二万六千八十円」に改め、同条第五十九号イ中「千六十円」を「千八十円」に、「千五十円」を「千七十円」に改める。

(岡山県営と畜場条例の一部改正)

第三条 岡山県営と畜場条例(昭和三十七年岡山県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「一、九三〇円」を「一、九八〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「四八〇円」を

「四九〇円」に改め、同表の備考一中「加算する。」の下に「ただし、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を十円に切り上げるものとする。」を加える。

(岡山県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第四条 岡山県家畜保健衛生所条例(昭和三十九年岡山県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万五千五百円」を「三万二千三百二十円」に改め、同項第二号中「一万五千七百五十円」を「一万六千五百円」に改め、同項第三号中「四千三百円」を「四千四百円」に改め、同項第四号中「一万千円」を「一万千二百七十円」に改め、同項第五号中「七百元」を「七百十円」に改め、同条第二項中「二千六百元」を「二千六百三十円」に改める。

(岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部改正)

第五条 岡山県営食肉地方卸売市場条例(昭和四十七年岡山県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一九九円」を「二〇四円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「二〇七、七〇〇円」を「二一三、六三〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六一〇円」に改める。

(岡山県飼料検定条例の一部改正)

第六条 岡山県飼料検定条例(昭和五十二年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「四九、一〇〇円」を「四九、二二〇円」に、「三一、一〇〇円」を「三一、一五〇円」に、「三八、三〇〇円」を「三八、三七〇円」に、「二四、二〇〇円」を「二四、二四〇円」に、「二九、六〇〇円」を「二九、六四〇円」に改める。

(岡山県畜産関係講習手数料徴収条例の一部改正)

第七条 岡山県畜産関係講習手数料徴収条例(昭和六十二年岡山県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「三、四〇〇円」を「三、四三〇円」に、「一八、八〇〇円」を「一八、九〇〇円」に、「七、四九〇円」を「七、五四〇円」に、「二五、〇六〇円」を「二五、二四〇円」に、「三五、八六〇円」を「三六、一三〇円」に、「二〇、八〇〇円」を「二〇、八九〇円」に改める。

(岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例の一部改正)

第八条 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例(昭和三十二年岡山県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号本文中「四千元」を「四千五十円」に、「二千元」を「二千十円」に改め、同号ただし書中「二千元」を「二千二十円」に改め、同項第二号中「四千元」を「四千五十円」に、「二千元」を「二千十円」に改め、同項第三号本文中「四千元」を「四千五十円」に、「二千元」を「二千十円」に改め、同号ただし書中「二千元」を「二千二十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十二号

岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産総合センター条例（平成二十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中「三三、二〇〇円」を「三四、一四〇円」に、

森林研究所	研修室	一時間につき	一、〇〇〇円
	宿泊施設	一人一泊につき	六三〇円

を

研修室	一時間につき	一、〇二〇円
-----	--------	--------

に、「三三、二〇〇円」を「三三、二九〇円」に、「六一、六〇〇円」を「六一、六四〇円」に改め、同表の備考三中「八百円」を「八百二十円」に、「四百円」を「四百十円」に改め、別表第一の二の表中「五三〇円」を「五四〇円」に、

測定機器	原子吸光分光光度計	一時間につき	一、五五〇円
	マイクロプレート専用オートリーダー	一時間につき	九四〇円

測定機器	マイクロプレート専用オートリーダー	一時間につき	九六〇円
------	-------------------	--------	------

三〇〇円」を「一九、三三〇円」に、「一九、四二〇円」を「一九、九七〇円」に、

エックス線照射装置	高速液体クロマトグラフ	一時間につき	一、〇二〇円
	高速液体クロマトグラフ	一時間につき	一、九四〇円
	ガスクロマトグラフ	一時間につき	六〇〇円

高速液体クロマトグラフ	一時間につき	一、九九〇円
-------------	--------	--------

〇円」に、「一一、二四〇円」を「一一、二七〇円」に、「八三〇円」を「八五〇円」に、「二二、二五〇円」を「二二、三二〇円」に、

細胞融合装置	微量たんぱく質分取装置	一時間につき	七七〇円
	たんぱく質分取装置	八時間につき	一五、七八〇円
	マイクロマニピュレーター	八時間につき	一四、三六〇円
	マイクロマニピュレーター	一時間につき	一、四六〇円

微量たんぱく質分取装置	八時間につき	一六、二三〇円	に、「一、七三〇円」を「一、 」
たんぱく質分取装置	八時間につき	一四、七七〇円	

七七〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「二六、六三〇円」を「二七、三八〇円」に、「二七、三八〇円」を「二七、八七〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、

写真光学機器		原子間力顕微鏡	四時間につき	二八、一八〇円	を
		顕微分光分析装置	一時間につき	五、九〇〇円	
		透過電子顕微鏡	一時間につき	四、七九〇円	

「写真光学機器 透過電子顕微鏡 一時間につき 四、九二〇円」に、「三、

七四〇円」を「三、八四〇円」に、「二、八二〇円」を「二、八九〇円」に、「二、二二〇円」を「二、二八〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二二〇円」に、

倒立顕微鏡	一時間につき	一、四五〇円	を
顕微鏡写真撮影装置	四時間につき	一、六九〇円	

「倒立顕微鏡 一時間につき 一、四九〇円」に、「八〇〇円」を「八二

〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七七〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「三、二五〇円」を「三、三四〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三二〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七二〇円」に改め、同表の備考二中「スピンドルサンダー」を削り、「及び横切り丸のこ盤」を「横切り丸のこ盤及びスイングカッター」に改める。

別表第二中「九、四五〇円」を「九、六七〇円」に、「八、六二〇円」を「八、七六〇円」に、「五、五四〇円」を「五、五九〇円」に改め、同表に次のように加える。

水産研究所	魚病検査	一件につき	二一、二二〇円
-------	------	-------	---------

別表第二に備考として次のように加える。

備考 「魚病検査」とは、ヒラメクドア遺伝子検査、冷水病遺伝子検査及びエドワジエラ・イクタルリ感染症遺伝子検査をいい、当該検査の結果を証する書面の交付を伴うものに限る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十三号

岡山県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例

岡山県森林整備地域活動支援基金条例（平成十四年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「場合」の下に「又は国庫に納付する場合」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十四号

岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例

岡山県漁港管理条例（昭和四十年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中「口径」を「外径」に改め、同表の備考四中「同表の」を削り、「一・〇五」を「一・〇八」に改め、別表第一の二の表中「七、二〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、二四〇円」に、「七二、〇〇〇円」を「七四、〇五〇円」に、「五一、〇〇〇円」を「五二、四五〇円」に、「二四、五〇〇円」を「二五、〇一〇円」に、「二四五、〇〇〇円」を「二五〇、一七〇円」に改め、同表の備考一中「並びに国及び」を「及び国又は」に改める。

別表第二中「一〇〇円」を「一〇三円」に、「口径」を「外径」に改め、同表の備考四中「同表の」を削り、「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可を受けている県漁港施設の占用又は使用に係る占用料又は使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占用料又は使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県普通海域管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十五号

岡山県普通海域管理条例等の一部を改正する条例

（岡山県普通海域管理条例の一部改正）

第一条 岡山県普通海域管理条例（平成十年岡山県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表土石採取料の項中「一〇〇円」を「一〇三元」に改め、同表の備考三中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「十二万円」を「十二万二千七百七十円」に改め、同項第九号の二イ中「五万円」を「五万二千円」に改め、同号ロ中「八万五千円」を「八万五千四十円」に改め、同項第十号及び第十一号中「三万三千円」を「三万三千四百三十円」に改め、同項第十二号中「二万七千円」を「二万七千二百六十円」に改め、同項第十三号及び第十四号中「十六万円」を「十六万千円」に改め、同項第十五号中「十八万円」を「十八万四千四百七十円」に改め、同項第十六号及び第十七号中「十六万円」を「十六万千円」に改め、同項第十七号の二及び第十八号中「三万三千円」を「三万三千四百三十円」に改め、同項第十九号中「十六万円」を「十六万千円」に改め、同項第二十号中「二万七千円」を「二万七千二百六十円」に改め、同項第二十一号及び第二十二号中「十六万円」を「十六万千円」に改め、同項第二十三号中「二万七千円」を「二万七千二百六十円」に改め、同項第二十三号の二中「七万八千円」を「七万八千二百六十円」に改め、同項第二十三号の四中「十六万円」を「十六万千円二百六十円」に改め、同項第二十四号から第二十六号までの規定中「十六万円」を「十六万千円」に改め、同項第二十六号の二から第二十六号の四までの規定中「十六万円」を「十六万千円二百六十円」に改め、同項第二十六号の五から第二十九号までの規定中「二万七千円」を「二万七千二百六十円」に改め、同項第三十号中「十六万円」を「十六万千円」に改め、同項第三十号の二中「二万七千円」を「二万七千二百七十円」に改め、同項第三十一号中「二万七千円」を「二万七千二百六十円」に改め、同項第三十一号の二中「二万七千円」を「二万七千二百七十円」に改め、同項第三十二号中「十六万円」を「十六万千円」に改め、同項第三十三号から第三十五号までの規定中「二万七千円」を「二万七千二百六十円」に改め、同項第三十六号中「十六万円」を「十六万千円」に改め、同項第三十七号中「十二万円」を「十二万二千七百七十円」に改め、同項第三十八号及び第三十九号中「七万八千円」を「七万八千二百六十円」に改め、同項第三十九号の二及び第三十九号の三中「二十三万八千円」を「二十三万八千二百六十円」に改め、同項第四十号の二及び第四十号の三中「二十三万八千円」を「二十三万九千四百四十円」に改め、同項第四十一号中「六千四百円」を「六千四百五十円」に改め、同項第四十二号から第四十二号の三までの規定中「二万七千円」を「二万七千二百六十円」に改め、同項第四十三号イ中「一万二千円」を「一万二千三百円」に、「六千円」を「六千十円」に改め、同号ロ中「七千円」を「七千十円」に、「三千円」を「三千十円」に改め、同項第四十四号中「一万八千円」を「一万八千二百円」に、「一万千円」を「一万千二百円」に改め、同項第四十五号イ中「一万千円」を「一万千二百円」に改め、同号ロ中「六千円」を「六千十円」に改め、同項第四十六号中「一万三千円」を「一万三千三十円」に改め、同項第五十号イ中「一万六千円」

万四千二百二十円」に、「七万四千円」を「七万四千二百二十円」に、「十五万五千円」を「十五万五千三百八十円」に、「二十六万五千円」を「二十六万五千五百六十円」に、「四十五万二千円」を「四十五万三千百七十円」に改める。

別表第五中「一万千円」を「一万二千円」に、「一万五千円」を「一万五千二百円」に、「二万千円」を「二万四千円」に、「三万二千円」を「三万二千七十円」に、「五万千円」を「五万九千円」に、「七万円」を「七万二千円」に、「十四万九千円」を「十四万九千三百七十円」に、「二十五万八千円」を「二十五万八千五百六十円」に、「四十四万七千円」を「四十四万八千百七十円」に改める。

別表第六中「一万千円」を「一万二千円」に、「一万四千円」を「一万四千二百円」に、「二万千円」を「二万四千円」に、「三万千円」を「三万七千七十円」に、「四万九千円」を「四万九千九十円」に、「六万六千円」を「六万六千二百十円」に、「十三万四千円」を「十三万四千三百七十円」に、「二十三万円」を「二十三万五千五百十円」に、「三十九万六千円」を「三十九万七千四百十円」に改める。

(岡山県道路占用料徴収条例の一部改正)

第三条 岡山県道路占用料徴収条例(昭和四十三年岡山県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「括弧書き」を「同項本文括弧書き」に、「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

第三条第二号中「法第三十五条に規定する事業(道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。))第十八条に規定するものを除く。」及び「を削る。」

別表令第七条第一号に掲げる物件の項中「令第七条第一号」を「道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。))第七条第一号」に改める。

(岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部改正)

第四条 岡山県牛窓ヨットハーバー条例(昭和六十二年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、〇六〇円」に、「三五、八〇〇円」を「三六、八二〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「四七、七〇〇円」を「四九、〇六〇円」に、「六一〇円」を「六一〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、四三〇円」に、「五九、七〇〇円」を「六一、四〇〇円」に、「二〇、八〇〇円」を「二一、三九〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二二三、九四〇円」に、「二七、七〇〇円」を「二八、四九〇円」に、「二七七、〇〇〇円」を「二八四、九一〇円」に、「三四、七〇〇円」を「三五、六九〇円」に、「三四七、〇〇〇円」を「三五六、九一〇円」に、「四四、〇〇〇円」を「四五、二五〇円」に、「四四〇、〇〇〇円」を「四五二、五七〇円」に、「五五、六〇〇円」を「五七、一八〇円」に、「五五六、〇〇〇円」を「五七一、八八〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一一、八二〇円」に、「一一五、〇〇〇円」を「一一八、二八〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四九〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六二〇円」に、「

「二五、四〇〇円」を「二六、一二〇円」に、「二五四、〇〇〇円」を「二六一、二五〇円」に、「三三、五〇〇円」を「三四、四五〇円」に、「三三五、〇〇〇円」を「三四四、五七〇円」に、「四一、六〇〇円」を「四二、七八〇円」に、「四一六、〇〇〇円」を「四二七、八八〇円」に、「四八、七〇〇円」を「五〇、〇九〇円」に、「四八七、〇〇〇円」を「五〇〇、九一〇円」に、「六一、四〇〇円」を「六三、一五〇円」に、「六一四、〇〇〇円」を「六三一、五四〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一二、九六〇円」に、「一二六、〇〇〇円」を「一二九、六〇〇円」に改め、別表の二の表中「一、四二〇円」を「一、四六〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇六〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四三〇円」に、「三、五八〇円」を「三、六八〇円」に改め、別表の三の表中「三、四〇〇円」を「三、四九〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六二〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、八六〇円」に改め、別表の四の表中「六八〇円」を「六九〇円」に改め、別表の五の表中「一、三〇四〇円」を「一、三七〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に改め、別表の六の表中「六〇〇円」を「六一〇円」に、「八、〇〇円」を「八、二二〇円」に、「八〇、〇〇〇円」を「八二、二八〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五八〇円」に、「六四、〇〇〇円」を「六五、八二〇円」に改める。

(岡山県港湾区域占用料等徴収条例の一部改正)

第五条 岡山県港湾区域占用料等徴収条例(平成十二年岡山県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

別表土砂採取料の項中「一〇〇円」を「一〇三元」に改め、同表の備考三中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(岡山県普通海域管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の岡山県普通海域管理条例第三条第一項第一号又は第二号の規定による許可を受けている普通海域の占用又は土石の採取に係る占用料又は土石採取料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占用料又は土石採取料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

(岡山県道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けている占用物件に係る占用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

(岡山県港湾区域占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項第一号又は

第二号の規定による許可を受けている港湾区域内の水域等の占用又は土砂の採取に係る占用料又は土砂採取料の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に占用料又は土砂採取料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

岡山県海岸占用料等徴収条例及び岡山県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十六号

岡山県海岸占用料等徴収条例及び岡山県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(岡山県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第一条 岡山県海岸占用料等徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表管類埋架設の項中「内径」を「外径」に改め、同表の備考二中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、別表の二の表砂利の項中「二一九円」を「二二五円」に改め、同表かき込み砂利の項及び砂の項中「一七二円」を「一七六円」に改め、同表土砂の項中「一五六円」を「一六〇円」に改め、同表栗石の項中「二一六円」を「二二二円」に改め、同表転石又は割石の項中「七七円」を「七九円」に改める。

(岡山県河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県河川流水占用料等徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表発電の原動力の用に供するものの項中「1.05」を「1.08」に改め、同表発電用以外の原動力の用に供するものの項及び工業用その他の用に供するものの項中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、別表の二の表管類埋架設の項中「内径」を「外径」に改め、同表の備考二を削り、同表の備考三中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、同表の備考中三を二とし、四を三とし、別表の三の表土石の項中「二一九円」を「二二五円」に、「一七二円」を「一七六円」に、「一五六円」を「一六〇円」に、「二一六円」を「二二二円」に、「七七円」を「七九円」に改め、同表芝草の項中「一三二円」を「一三五円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(岡山県海岸占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第七条第一項、第八条第一項第一号、第三十七条の四又は第三十七条の五第一号の規定による許可を受けている海岸保全区域等の占用又は土石の採取に係る占用料又は土石採取料の徴収については、なお従前の例による。ただし、

当該許可に係る付款に占用料又は土石採取料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

3 この条例の施行の際現に海岸法第七条第一項又は第三十七条の四の規定による許可を受けている海岸保全区域等の占用に係る管類に関する第一条の規定による改正後の岡山県海岸占用料等徴収条例別表の一の表管類埋架設の項の規定の適用については、同項中「外径」とあるのは、「内径」とする。

(岡山県河川流水占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十四条の規定による許可を受けている河川区域内の土地の占用に係る管類に関する第二条の規定による改正後の岡山県河川流水占用料等徴収条例別表の二の表管類埋架設の項の規定の適用については、同項中「外径」とあるのは、「内径」とする。

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十七号

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例

岡山県港湾施設管理及び利用条例(昭和二十七年岡山県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「第五十四条の三第七項」を「第五十五条第五項」に改め、同項第七号中「前号の」を「前号に規定する」に改める。

第二十三条第一項中「第五十四条の三第七項」を「第五十五条第五項」に改める。

別表の(一)の表管類埋架設の項中「口径」を「外径」に改め、別表の(二)の表船舶廃油処理施設の項を削り、同表の備考九中「、この表の船舶廃油処理施設の項中「四〇〇円」とあるのは「四三〇円」と、「四、〇〇〇円」とあるのは「四、三二〇円」と」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の(一)の表及び別表の(二)の表の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十八号

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例

岡山県立都市公園条例(昭和四十一年岡山県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「及び開園日」を「、開園日及び供用目的」に改める。
別表第二の一の表中

後楽園	売店、飲食店その他これらに類するもの	一平方メートル一年につき	三、〇〇〇円以下で知事がその都度定める額
	都市公園の機能の増進に資すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める額
総合グラウンド 水鳥緑地	都市公園の機能の増進に資すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める額

を

後楽園 総合グラウンド 水鳥緑地	都市公園の機能の増進に資すると知事が認めるもの	知事がその都度定める単位	知事がその都度定める額
------------------------	-------------------------	--------------	-------------

に、「五、九〇〇円」を「六、〇六〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二〇、九八〇円」に改め、別表第二の二の表中「二五、三九〇円」を「二六、一一〇円」に、「八一、九七〇円」を「八四、三二〇円」に、「二〇八、六三〇円」を「二二四、五九〇円」に、「四一五、五三〇円」を「四二七、四〇〇円」に、「三八六、〇〇〇円」を「三九七、〇二〇円」に改める。

別表第四中「四七〇円」を「四八〇円」に、「一三、九〇〇円」を「一四、二九〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三〇、八五〇円」に、「四〇〇、〇〇〇円」を「四一一、四二〇円」に、「八〇〇、〇〇〇円」を「八二二、八五〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「六一、七二〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一一三、四二〇円」に、「二〇〇、〇〇〇円」を「二〇五、七二〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、二二〇円」に改め、同表の備考中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

別表第五の一の表中「六十五歳未満の者」の下に「（中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒その他これらに準ずる者を除く。）」を加え、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「五歳以上十五歳未満の者及び」を「小学校の児童、中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒その他これらに準ずる者並びに」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「三十人」を「二十人」に改め、別表第五の二の一の表中備考以外の部分を次のように改める。

(一) 後楽園施設使用料

物		種別	単位	金額
一般建	簾池軒		一時間につき	六八〇円
	流店		同	六二〇円
	島茶屋		同	六二〇円
	新殿		同	五六〇円

に、「一五、〇〇〇円」を「一五、四二〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二三、六五〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三一、八八〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「一五四、二八〇円」に、「二三〇、〇〇〇円」を「二三六、五七〇円」に、「三一〇、〇〇〇円」を「三一八、八五〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「六一、七一〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六五〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、三一〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一一三、一四〇円」に改め、別表第五の二の(二)の口の表中「三、〇五〇円」を「三、一三〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、〇二〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、二七〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、二二〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、三四〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「六一、〇〇〇円」を「六一、二八〇円」に、「八〇、〇〇〇円」を「八二、二八〇円」に、「一二〇、〇〇〇円」を「一二三、四二〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五七〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一一、九五〇円」に改め、別表第五の二の(二)のハの表中「六二、八二〇円」を「六四、六一〇円」に、「六、八八〇円」を「七、〇七〇円」に、「五、四三〇円」を「五、五八〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八五〇円」に、「九二、八二〇円」を「九四、四四〇円」に、「九、六七〇円」を「九、九四〇円」に、「八、二二〇円」を「八、四四〇円」に、「四、八三〇円」を「四、九六〇円」に、「一九四、五二〇円」を「二〇〇、〇七〇円」に、「二〇、五四〇円」を「二二、一二〇円」に、「一九、三四〇円」を「一九、八九〇円」に、「二七、七八〇円」を「二八、五七〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四八〇円」に、「二、九二〇円」を「二、九七〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「四二〇、四四〇円」を「四三二、四五〇円」に、「八九、四〇〇円」を「九一、九五〇円」に、「三〇、二二〇円」を「三一、〇七〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、九三〇円」に、「一一〇二、七一〇円」を「一一〇五、六四〇円」に、「一二、九五〇円」を「一二、六〇〇円」に、「八、九四〇円」を「九、一九〇円」に、「三、六二〇円」を「三、七二〇円」に改め、別表第五の二の(二)のこの表中「三一、〇〇〇円」を「三四、五六〇円」に、「一九二、〇〇〇円」を「二〇七、三六〇円」に、「五七六、〇〇〇円」を「六二二、〇八〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、六四〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「五一、八四〇円」に、「二八八、〇〇〇円」を「三一、〇四〇円」に、「八六四、〇〇〇円」を「九三三、一二〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、九六〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、七六〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五二〇円」に、「三三、六〇〇円」を「三四、五六〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二七、一五〇円」に、「二〇〇、八〇〇円」を「二〇三、六八〇円」に、「七九、二〇〇円」を「八一、四六〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、四四〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、一三〇円」に、「一四四、〇〇〇円」を「一五五、五二〇円」に、「七二、〇〇〇円」を「七七、七六〇円」に、「二二六、〇〇〇円」を「二三三、二八〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六四〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七八〇円」に、「二五、二〇〇円」を「二五、九二〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二〇、三六〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「一〇、二八〇円」を「一〇、二八〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六二〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、六〇〇円」を「一、

六四〇円」に改め、別表第五の二の(二)のホの表中「七三〇円」を「七五〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九五〇円」に、「一、二八〇円」を「一、三二〇円」に、「二、九六〇円」を「三、〇四〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「三、七七〇円」を「三、八七〇円」に、「二、五五〇円」を「二、六二〇円」に、「八三〇円」を「八五〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「九五〇円」を「九七〇円」に、「九二〇円」を「九四〇円」に改め、別表第五の二の(二)のへの表中備考以外の部分を次のように改める。

へ 水泳場使用料

区	分		単	位	金	額
	専用 使用 時間 帯に よる 使用	個人 使用 時間 帯によらない使用				
小学生以下の者	(1) 午前八時三十分～正午		一時間につき		一、七四〇円	
	(2) 正午～午後五時		一人二時間まで		七〇円	
中学生・高校生			二時間を超える時間につき一時間ごとに		六〇円	
			一人二時間まで		一一〇円	
その他の者			二時間を超える時間につき一時間ごとに		七〇円	
			一人二時間まで		二四〇円	
			二時間を超える時間につき一時間ごとに		一一〇円	

別表第五の二の(二)のへの表の備考中三を四とし、二を三とし、一の次に次のように加える。

二 小学生以下の者とは、学齢未滿の者、小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

別表第五の二の(二)のトの表中「一、八五〇円」を「一、九〇〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五四〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に改め、別表第五の二の(二)のチの表中備考以外の部分を次のように改める。

チ 総合グラウンドクラブ使用料

区	分		単	位	金	額
	第一研修室	第二研修室				
第一研修室	供用目的の使用	供用目的以外の使用	一時間につき		七七〇円	
	供用目的以外の使用	供用目的の使用	同		二、三一〇円	
第二研修室	供用目的の使用	供用目的以外の使用	同		四八〇円	
	供用目的以外の使用	供用目的の使用	同		一、四四〇円	

別表第五の二の(二)のリの表中「二時間を」を「三十分を」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に改め、別表第五の二の(二)のヌの表中「四、九三〇円」を「五、〇七〇円」に、「四、二二〇円」を「四、三

四〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、三四〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「五〇、〇〇〇円」を「五一、四二〇円」に改め、同表の備考一中「二」を「備考二」に改め、同表の備考三中「同表の」を削り、別表第五の二の(三)のイの(イ)の表中「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九三〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「四九、三七〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六八〇円」に、「二、九〇〇円」を「二、九八〇円」に、「五、八〇〇円」を「五、九六〇円」に、「五八、〇〇〇円」を「五九、六五〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「二九、八二〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、八七〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「九八、七四〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二八〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五七〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五、七一〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」を「二〇、八五〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二五、七一〇円」に、「二二、五〇〇円」を「二二、八五〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ロ)の表中「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、四二〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七二〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、五二〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、二五〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三〇、八五〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、四八〇円」に、「六三、〇〇〇円」を「六四、八〇〇円」に、「三一、五〇〇円」を「三一、四〇〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、二二〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(イ)の表中「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「二二、五〇〇円」を「二二、八五〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ニ)の表中「七〇〇円」を「七二〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ホ)の表中「三四、五〇〇円」を「三五、四八〇円」に、「一七二、五〇〇円」を「一七七、四二〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「五、四一〇円」を「五、五六〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、七三〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、〇九〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「七三〇円」を「七五〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの(イ)の表中「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四九〇円」に、「三四、〇〇〇円」を「三四、九七〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、四八〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二二〇円」に、「四一、〇〇〇円」を「四二、一七〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「二一、〇八〇円」に、「六、八〇〇円」を「六、九九〇円」に、「六八、〇〇〇円」を「六九、九四〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「一四二、〇〇〇円」を「一四六、〇五〇円」に、「七一、〇〇〇円」を「七三、〇二〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、五一〇円」

に、「九、〇〇〇円」を「九、二五〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの表中「六、九〇〇円」を「七、〇九〇円」に、「三四、五〇〇円」を「三五、四八〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に改め、別表第五の二の(三)のハの表中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二八〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、二二〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五七〇円」に改め、別表第五の二の(三)のニの表中「七三〇円」を「七五〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、別表第五の二の(三)のホの表中「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「四四、〇〇〇円」を「四五、二五〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、六二〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七七〇円」に、「五四、〇〇〇円」を「五五、五四〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、七七〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五二〇円」に、「八八、〇〇〇円」を「九〇、五一〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、三七〇円」に、「一二四、〇〇〇円」を「一二七、五四〇円」に、「六一、〇〇〇円」を「六三、七七〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六八〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、三四〇円」に改め、別表第五の二の(三)のヘの表中「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第五条第一項又は第九条第二項の規定による許可を受けている行為又は利用に係る使用料(後樂園に係るものに限る。)の徴収については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十九号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十六の項中「及び次項」を「から七十八の項まで」に改め、同表中八十四の項を八十五の項とし、同表の八十三の項へ中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同項を同表の八十四の項とし、同表の八十二の項中「井原市 高梁市」を「井原市」に改め、同項へ中「第十三条」を「第

十三条第一項」に改め、同項を同表の八十三の項とし、同表中八十一の項を八十二の項とし、七十八の項から八十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の七十七の項中「岡山市（54から59）までに係るものを除く。」備前市」を「備前市」に改め、同項を同表の七十八の項とし、同項の前に次の一項を加える。

<p>七十七 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第四十一条第三項（法第五十条の十一第二項（法第六十条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十条第六項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分の認可</p> <p>ロ 法第五十条の二第二項の規定による事業の施行の認可</p> <p>ハ 法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項及び第五十条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付</p> <p>ニ 法第五十条の九第一項の規定による事業計画等の変更の認可</p> <p>ホ 法第五十条の十二第一項の規定による合併及び分割並びに事業の譲渡及び譲受の認可</p> <p>ヘ 法第五十条の十四第一項の規定による審査委員の選任の承認</p> <p>ト 法第五十条の十五第一項の規定による事業の終了の認可</p> <p>チ 法第六十八条の六第一項後段の規定による管理処分計画の認可</p> <p>リ 法第六十八条の六第四項において準用する同条第一項後段の規定による管理処分計画の変更の認可</p> <p>ヌ 法第六十八条の二十八第二項において準用する法第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の決定の承認</p> <p>ル 法第六十八条の二十八第二項において準用する法第九十九条の八第五項において準用する法第九十八条第二項の規定による代執行</p> <p>ヲ 法第六十八条の二十八第二項において準用する法第九十九条の八第五項において準用する法第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の決定の取消しの承認</p> <p>ワ 法第六十八条の三十一第一項の規定による事業代行の開始の決定</p> <p>カ 法第六十八条の三十二第二項において準用する法第六十三条及び第七十七条第一項の規定による公告</p> <p>ヨ 法第六十八条の三十第二項において準用する法第六十四条の規定による事業代行者への就任</p> <p>タ 法第六十二条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに勧告等</p> <p>レ 法第六十二条第三項の規定による必要な措置の命令</p> <p>ソ 法第六十二条の二第一項及び第二項の規定による検査</p> <p>ツ 法第六十二条の二第三項の規定による再開発会社とした処分の取消し等の命令</p> <p>ネ 法第六十二条の二第四項及び第五項の規定による認可の取消し及び公告</p> <p>ナ 法第六十二条第一項の規定による審査請求の受理及び当該審査請求に係る裁決</p> <p>ラ 法第三十三条第一項の規定による管理規約の認可</p>	<p>岡山市（チからヲまで、タ、ナ及びラに係るもの） には、再開発会社に係るものに限り、</p>
---	---

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県工業用水道料金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十号

岡山県工業用水道料金等徴収条例の一部を改正する条例

岡山県工業用水道料金等徴収条例(昭和四十七年岡山県条例第七号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、同条第三項中「翌月二十日までに」を「翌月二十五日までに」に、「により行なわなければ」を「又は口座振替の方法により行わなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 公営企業管理者がその承認に基づきこの条例の施行の日前から継続して供給している工業用水に係る料金であつて、同日から平成二十六年四月三十日までの間にその額が確定するものの算定については、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岡山県立学校授業料徴収条例及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十一号

岡山県立学校授業料徴収条例及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例の一部を改正する条例

(岡山県立学校授業料徴収条例の一部改正)

第一条 岡山県立学校授業料徴収条例(昭和二十四年岡山県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「のうち次に掲げる者」を削り、同条各号を削る。

第四条に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の認定を申請する者その他の知事が別に定める者に係る授業料の納期に關し必要な事項は、知事が別に定める。

(岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例（昭和二十四年岡山県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「入学金を」の下に「、在学する者から受講料を」を加え、同条第二項を削る。第四条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の認定を申請する者その他の知事が別に定める者に係る受講料の納期に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十五年法律第九十号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の岡山県立学校に係る授業料又は受講料の徴収については、なお従前の例による。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十二号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第四号中「休日等に当たる日以外の」を削り、「二千四百円」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、千二百円）」を加え、同項第五号中「休日等に当たる日以外の」を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県立学校施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十三号

岡山県立学校施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例

（岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部改正）

第一条 岡山県立学校施設使用料徴収条例（昭和二十六年岡山県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「四、一九〇円」を「四、三〇〇円」に、「六、三三〇円」を「六、五二〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「六、三一〇円」を「六、四九〇円」に、「八、〇五〇円」を「八、二八〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「三、四三〇円」を「三、五二〇円」に改め、別表の二の表中「一、一七〇円」を「一、二〇〇円」に、「二、七六〇円」を「二、八三〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三四〇円」に、「九、七六〇円」を「一〇、〇三〇円」に、「一九、四五〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に、「六七〇円」を「六八〇円」に改める。

（岡山県渋川青年の家条例の一部改正）

第二条 岡山県渋川青年の家条例（昭和三十八年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「三九〇円」を「四〇〇円」に改め、別表の二の(一)の表中「一、〇八〇円」を「一、一〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四八〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九六〇円」に、「四、三三〇円」を「四、四四〇円」に、「三九〇円」を「四〇〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇七〇円」に、「一、五六〇円」を「一、六〇〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「七二〇円」を「七四〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四二〇円」に、「一、八四〇円」を「一、八九〇円」に、「三、六八〇円」を「三、七八〇円」に、「五、五二〇円」を「五、六七〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「一四、一〇〇円」を「一四、五〇〇円」に、「一八、八〇〇円」を「一九、三三〇円」に、「三七、六〇〇円」を「三八、六七〇円」に、「五六、四〇〇円」を「五八、〇一〇円」に改める。

（岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部改正）

第三条 岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の(一)の表中「三九〇円」を「四〇〇円」に改め、別表の一の(二)のイの表中「一、六八〇円」を「一、七二〇円」に、「二、二四〇円」を「二、三〇〇円」に、「四、四八〇円」を「四、六〇〇円」に、「六、七二〇円」を「六、九二〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二七〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五五〇円」に、「三、七二〇円」を「三、八二〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「九九〇円」を「一、〇〇〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「二、六四〇円」を「二、七二〇円」に、「三、九六〇円」を「四、〇七〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、二二〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一六、四五〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六八〇円」に改め、別表の一の(二)のロの表中「一、一六〇円」を「一、一九〇円」に改める。

（岡山県立博物館条例の一部改正）

第四条 岡山県立博物館条例（昭和四十六年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。
別表の二の表中「二、九三〇円」を「三、〇一〇円」に、「四、一七〇円」を「四、二八〇円」に改める。

（岡山県教育関係手数料徴収条例の一部改正）

第五条 岡山県教育関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号中「三千七百円」を「三千七百十円」に改め、同条第五号、第六号及び第九号から第十二号までの規定中「三千円」を「三千十円」に改める。

（岡山県立図書館条例の一部改正）

第六条 岡山県立図書館条例（平成十六年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「七、六八〇円」を「七、九〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、四九〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二〇、九八〇円」に、「三〇、七〇〇円」を「三一、五七〇円」に、「五、二二〇円」を「五、三六〇円」に、「六、九六〇円」を「七、一五〇円」に、「一三、九〇〇円」を「一四、二九〇円」に、「二〇、八〇〇円」を「二一、三九〇円」に、「三、六八〇円」を「三、七八〇円」に、「四、九一〇円」を「五、〇五〇円」に、「九、八三〇円」を「一〇、一一〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一五、一二〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七八〇円」に、「八、八〇〇円」を「九、〇五〇円」に、「一七、六〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二七、一五〇円」に、「五、〇六〇円」を「五、二〇〇円」に、「六、七五〇円」を「六、九四〇円」に、「一三、五〇〇円」を「一三、八八〇円」に、「二〇、二〇〇円」を「二〇、七七〇円」に改め、別表の三の表中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
（岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に学校教育以外の目的のための一時使用の許可を受けている岡山県立学校の施設及び設備の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十四号

岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

岡山県生涯学習センター条例（平成八年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
別表の一の表中備考以外の部分を次のように改める。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

一 施設

施設	区分	基	準	額	区 分	
					午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで
視聴覚室	五、四〇〇円	七、二一〇円	五、四〇〇円	一四、二九〇円	一四、二九〇円	二一、四九〇円
大研修室	五、〇四〇円	六、七二〇円	五、〇四〇円	一三、三七〇円	一三、三七〇円	二〇、〇五〇円
洋研修室	八一〇円	一、〇九〇円	八一〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	三、三〇〇円
和研修室	五八〇円	七八〇円	五八〇円	一、五七〇円	一、五七〇円	二、三八〇円
ミーティング室一	五七〇円	七六〇円	五七〇円	一、五五〇円	一、五五〇円	二、三二〇円
ミーティング室二	四四〇円	五九〇円	四四〇円	一、一九〇円	一、一九〇円	一、八二〇円
ミーティング室三	五七〇円	七六〇円	五七〇円	一、五五〇円	一、五五〇円	二、三二〇円
ミーティング室四	七二〇円	九四〇円	七二〇円	一、九二〇円	一、九二〇円	二、八八〇円
ミーティング室五	一、〇一〇円	一、三五〇円	一、〇一〇円	二、七六〇円	二、七六〇円	四、一四〇円
美術教室	二、八〇〇円	三、七四〇円	二、八〇〇円	七、五一〇円	七、五一〇円	一一、二一〇円
木工教室	九二〇円	一、二四〇円	九二〇円	二、四八〇円	二、四八〇円	三、七四〇円
陶芸教室	七七〇円	一、〇一〇円	七七〇円	二、〇六〇円	二、〇六〇円	三、一三〇円
書道教室	一、一七〇円	一、五六〇円	一、一七〇円	三、一五〇円	三、一五〇円	四、七四〇円
パソコン教室一	七、一〇〇円	九、四八〇円	七、一〇〇円	一八、九二〇円	一八、九二〇円	二八、三八〇円
パソコン教室二	二、九八〇円	三、九九〇円	二、九八〇円	七、九八〇円	七、九八〇円	一一、九三〇円
ボランティア室	七二〇円	九四〇円	七二〇円	一、九二〇円	一、九二〇円	二、八八〇円
録画・録音・録音スタジオ	四、四七〇円	五、九六〇円	四、四七〇円	一一、八二〇円	一一、八二〇円	一七、八九〇円
録音・録音スタジオ	二、四五〇円	三、二九〇円	二、四五〇円	六、六二〇円	六、六二〇円	九、九四〇円
試写室	一、三五〇円	一、八一〇円	一、三五〇円	三、六四〇円	三、六四〇円	五、四九〇円
編集室	五五〇円	七四〇円	五五〇円	一、四九〇円	一、四九〇円	二、二六〇円
サイエンスルーム	四九、〇〇〇円	六五、三三〇円	四九、〇〇〇円	一三〇、六七〇円	一三〇、六七〇円	一九六、〇〇〇円
サイエンスルーム	八、五一〇円	一一、三五〇円	八、五一〇円	二二、七一〇円	二二、七一〇円	三四、〇六〇円
科学体験・学習広場	五、五五〇円	七、四〇〇円	五、五五〇円	一四、八一〇円	一四、八一〇円	二二、二一〇円
企画展示室	二、〇三〇円	二、七一〇円	二、〇三〇円	五、四三〇円	五、四三〇円	八、一四〇円
プロデュースセンター	一、六六〇円	二、二二〇円	一、六六〇円	四、四四〇円	四、四四〇円	六、六六〇円

別表の二の表中「六二〇円」を「六三〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に、「三八〇円」を「三九〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一六〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、〇九〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、別表の三の表中「三七〇円」を「三八〇円」に、「六八〇円」を「六九〇円」に、「九六〇円」を「九八〇円」に、「八七〇円」を「八九〇円」に改め、別表の四の表中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十五号

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例

岡山県警察職員定員条例（昭和三十二年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「二五三人」を「二五四人」に、「警部補 九九四人」を「警部補 一、〇〇〇人」に、「一、〇二八人」を「一、〇三三人」に、「一、〇五八人」を「一、〇六三人」に、「三、四五三人」を「三、四七〇人」に改め、同項第二号中「四四九人」を「四四二人」に改め、同条第三項中（「警察官に限る。」）を削り、「第一項第一号」を「第一項」に、「六月」を「一年」に、「同号」を「同項」に改める。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「四十二人」を「七人」に改める。

附則に次の一項を加える。

（定員の見直し）

3 第一条第一項第一号に規定する警察官の計の定員については、平成三十一年四月一日をもつて、同号に規定する定員から十人を減ずる。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十六号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県警察関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三十三号の五中「一万九千円」を「二万円」に改め、同項第三十四号中「二千三百

円」を「二千三百二十円」に改め、同項第三十五号の三中「千円」を「千十円」に改め、同項第三十五号の四中「二千七百五十円」を「二千七百六十円」に改め、同項第三十六号中「千八百円」を「千八百十円」に改め、同項第三十六号の二中「千四百円」を「千四百十円」に改め、同項第三十六号の三中「千円」を「千十円」に改め、同項第三十七号中「二千二百円」を「二千二百三十円」に改め、同項第五十二号イ中「六百六十円」を「六百七十円」に改め、同号ロ及びハ中「四百六十円」を「四百七十円」に改め、同号ニ中「六百六十円」を「六百七十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県公共施設長寿命化等推進基金条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第四十七号

岡山県公共施設長寿命化等推進基金条例

(設置及び目的)

第一条 公共施設の修繕、改築等を計画的に実施し、その長寿命化（公共施設が必要な機能を維持する期間を延長することをいう。）を図るとともに、将来の大規模事業等の実施に伴う県財政への負担を軽減するため、岡山県公共施設長寿命化等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

附則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、武器等製造法に基づく猟銃等の製造の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例について
地方独立行政法人法の一部改正に伴い、県が設立した地方独立行政法人が保有する重要な財産であつて、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資等に係るものであるときに処分しなければならないものを定める等所要の改正を行うものである。

◎ 知事等の給与の特例に関する条例について
本県の財政状況等に鑑み、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、知事等の給与の特例措置を講ずるものである。

◎ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例について
事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。

◎ 岡山県再生可能エネルギー等推進基金条例について
太陽光、水力等の再生可能エネルギーの利用に関する研究開発の推進、環境教育の充実、エネルギー関連分野における産業の振興等に関する施策を推進し、もってより良い環境に恵まれた持続的に発展することができる社会の実現を図るため、岡山県再生可能エネルギー等推進基金を設置するものである。

◎ 低開発地域工業開発地区における県税の特例に関する条例を廃止する条例について
低開発地域工業開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る県税の特例措置の適用期間が経過したことに伴い、低開発地域工業開発地区における県税の特例に関する条例を廃止したものである。

◎ 岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、開発行為の許可申請手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
一般旅券の発給を申請する者の利便性の向上を図り、もって海外渡航の促進、国際交流の活発化等に資するため、早期に一般旅券を発給する制度を導入することに伴い、当該発給の申請に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県新しい公共支援事業基金条例を廃止する条例について
国が県に交付した新しい公共支援事業交付金により実施した事業の終了に伴い、岡山県新しい公共支援事業基金を廃止したものである。
- ◎ 岡山県振り込め詐欺被害防止条例の一部を改正する条例について
近年の詐欺の手口の多様化及び巧妙化に伴う被害を防止するため、県が行う情報の提供等の対象となる詐欺の範囲を拡大する等所要の改正を行ったものである。
- ◎ 岡山県男女共同参画の促進に関する条例の一部を改正する条例について
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に鑑み、男女共同参画を阻害する行為の範囲を拡大する等所要の改正を行ったものである。
- ◎ 岡山県いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例について
いじめ防止対策推進法の施行に鑑み、岡山県いじめ問題対策連絡協議会等を置くものである。
- ◎ 岡山県環境保健センター条例等の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、大気に関する試験検査等に係る手数料の限度額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例について
岡山県天神山文化プラザの円滑な管理運営を図るため、展示室の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県保健所条例等の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、保健所を利用しようとする者が納付しなければならない使用料の額の算定に用いる率を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県民生委員の定数に関する条例について
民生委員法の一部改正に伴い、市町村の区域ごとに民生委員の定数を定めるものである。

- ◎ 貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例について
県内の医療機関における医師の養成及び確保に資するため、医師養成確保奨学資金の返還免除の要件となる知事が指定する県内の医療機関における医療業務への従事期間の特例を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について
生食用食肉に対する規制の実効性を確保するため、生食用食肉の加工又は調理を行う施設に関する営業施設基準を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例について
薬事法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。
- ◎ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
児童福祉法施行規則の一部改正により、保育士試験の全部の免除の制度が導入されることに伴い、当該免除の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。
- ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営の基準を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例について
厚生労働大臣が定める財政安定化基金拠出率の改定に鑑み、財政安定化基金拠出金の額の算定に用いる割合を改めるものである。
- ◎ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例について
介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定めるものである。

◎ 岡山県計量法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げ等に鑑み、特定計量器の検定を受けようとする者に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例について
岡山県総合展示場コンベックス岡山の円滑な管理運営を図るため、設置の意義が希薄となった設備を廃止する等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例について
岡山県工業技術センターにおいて行う試験、分析等の事務の円滑な遂行を図るため、ゴム及び樹脂に関する試験に係る手数料の限度額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例について
岡山セラミックスセンターの円滑な管理運営を図るため、低真空走査型電子顕微鏡を廃止する等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例等の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、岡山県立青少年農林文化センター三徳園の宿泊施設の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例について
岡山県農林水産総合センターの円滑な管理運営を図るため、魚病検査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例について
国が県に交付した森林整備地域活動支援交付金により実施した事業の一部終了に伴い、岡山県森林整備地域活動支援基金の一部を国庫に返納するため、当該基金の処分に関する規定を改めたものである。

◎ 岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例について
県漁港施設の円滑な管理運営を図るため、小型船舶係留施設のうちプレジャーボート以外の船舶に係るものの使用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県普通海域管理条例等の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、普通海域の占用料の額を改める等所要の改正を行

うものである。

- ◎ 岡山県海岸占用料等徴収条例及び岡山県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

海岸保全区域等の円滑な管理を図るため、占用料の算定に係る基準を改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例について

港湾法の一部改正による港湾運営会社制度の導入に鑑み、貸付施設の定義を港湾運営会社に貸し付けられた港湾施設に改める等所要の改正を行ったものである。

- ◎ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例について

県立都市公園の円滑な管理運営を図るため、公園施設の使用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

都市再開発法の一部改正等に伴い、知事の権限に属する事務のうち岡山市が処理することとしている事務から、同法に基づく個人施行者が行う第一種市街地再開発事業の施行の認可等に関する事務を除く等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県工業用水道料金等徴収条例の一部を改正する条例について

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、工業用水道料金の額の算定に用いる率を引き上げるとともに、工業用水の利用者の利便性の向上を図るため、工業用水道料金の納入方法を追加する等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県立学校授業料徴収条例及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例の一部を改正する条例について

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に鑑み、県立高等学校等に在学する全ての者から授業料又は受講料を徴収することとする等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

教育職員の部活動における指導業務の実態に鑑み、当該業務に従事する教育職員の特殊勤務手当について、新たな区分を設ける等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県立学校施設使用料徴収条例等の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、岡山県立学校の施設の使用料の額等を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
岡山県生涯学習センターの円滑な管理運営を図るため、ミーティング室の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例について
極めて深刻な少年非行の情勢等に対処するため、警察官を増員し、階級別定員を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げ等に鑑み、道路の使用の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県公共施設長寿命化等推進基金条例について
公共施設の修繕、改築等を計画的に実施し、その長寿命化を図るとともに、将来の大規模事業等の実施に伴う県財政への負担を軽減するため、岡山県公共施設長寿命化等推進基金を設置したものである。